

第126回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第99号議案 神河町副町長の選任の件
- 第100号議案 神河町監査委員の選任の件
- 第101号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第102号議案 神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第103号議案 神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第104号議案 神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件
- 第105号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第106号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第107号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第108号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第109号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第110号議案 神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第111号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第112号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第113号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第114号議案 神河町と姫路市との消防に関する事務の委託に関する規約の一部変更について
- 第115号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 第116号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）
- 第117号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第118号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第119号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 1 2 0 号議案 令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 1 号議案 令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 2 号議案 令和 7 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 3 号議案 令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 4 号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 5 号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件

○議会提出議案

- 発議第 1 号 JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書について

神河町告示第189号

第126回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月26日

神河町長 山名宗悟

1 期 日 令和7年12月3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

な し

令和7年 第126回（定例）神河町議会 会議録（第1日）

令和7年12月3日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和7年12月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第99号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第6 第100号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第7 第101号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第8 第102号議案 神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第103号議案 神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第104号議案 神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件
- 日程第9 第105号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第106号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第107号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第108号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第109号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第110号議案 神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第111号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第112号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第113号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第114号議案 神河町と姫路市との消防に関する事務の委託に関する規約の一

部変更について

- 日程第14 第 115号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 第 116号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第 117号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第 118号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 第 119号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第 120号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 第 121号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第 122号議案 令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 123号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第99号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第6 第 100号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第7 第 101号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第8 第 102号議案 神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 103号議案 神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 104号議案 神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件
- 日程第9 第 105号議案 神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第 106号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 107号議案 神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 108号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 109号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

- 部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第 110号議案 神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第 111号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 112号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 113号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第 114号議案 神河町と姫路市との消防に関する事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第14 第 115号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 第 116号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第 117号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第 118号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 第 119号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第 120号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 第 121号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第 122号議案 令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 123号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

出席議員（11名）

1 番	小 島 義 次	7 番	松 岡 宣 彦
2 番	木 村 秀 幸	8 番	藤 森 正 晴
3 番	小 寺 俊 輔	9 番	藤 原 資 広
4 番	廣 納 良 幸	11 番	栗 原 廣 哉
5 番	安 部 重 助	12 番	澤 田 俊 一
6 番	吉 岡 嘉 宏		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鵜 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	谷 忍 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	北 川 由 美
住民生活課長	井 出 博	町参事兼事務長	高 階 正 三
住民生活課参事兼防災特命参事	藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長	井 上 淳 一 朗
農林政策課長	前 川 穂 積	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 勲		
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明		
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	高 橋 吉 治		

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会閉会以降の国政におきましては、去る10月21日、第104代内閣総理大臣に高市早苗氏が就任されました。高市総理は、就任会見において経済対策を最優先する姿勢を明言されており、スピード感ある改革と経済再生と成長、さらには地方と暮らしを守る地域未来戦略などの施策が早期に具現化されることを期待するものであります。

11月21日に閣議決定された約20兆円規模の総合経済対策は、物価高対応、成長投資、安全保障の強化を三本柱とし、物価高対策が最優先課題として位置づけられています。その一環として、重点支援地方交付金を拡充し総額2兆円が措置され、物価高への対応、家計支援、事業者支援、賃上げ支援などに柔軟に活用できることとされてお

ります。町当局におかれましては、我が町の実情に即した効果的な活用方針を早急にお決めいただき、迅速に支援が届きますように特にお願い申し上げます。

次に、神河町政についてであります。11月11日に告示されました神河町長選挙において、山名宗悟町長が無投票により5選を果たされました。改めてお祝いを申し上げます。誠にめでたうございます。これまでの4期16年間の実績を基に、喫緊の課題である人口減少対策をはじめ、選挙公約に掲げられた数々の政策の実現に向け、引き続き全力で取り組んでいただきますよう切にお願いいたします。また、10月1日には、県下12町で構成される兵庫県町村会の会長に就任されました。これまで以上に公務御多用のことと推察いたします。どうか健康に御留意されますよう御祈念申し上げます。

私ども地方議会の使命は、町制20周年記念式典において、私の挨拶でも述べましたとおり、町の具体的な政策を最終的に決定することであり、議会が決定した政策に基づき執行機関が行う行財政運営が、公平、公正かつ効率的に行われているかを監視、検証するとともに、政策提言を行うことでもあります。今後も、町執行部と適切な距離を保ちつつ、町民の皆様から信頼される議会を目指し、その責任を認識し、権能をより一層高めてまいりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日、ここに第126回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に付議されます案件は、町長から提出されます報告、人事案件、条例の制定と一部改正、規約の変更、令和7年度各会計補正予算など計26件と、議会から提出します選挙2件であり、いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結果が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。よろしく申し上げます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

師走に入り、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。議員各位には御健勝にて御活躍されておりますことをお喜び申し上げます。

早いもので今年も残すところ1か月を切り、朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってきました。町内では、先月19日には初冠雪も見られ、いよいよ冬本番の気配を感じる今日この頃でございます。

さて、11月7日、神河町は誕生から20周年という大きな節目を迎えました。この20年の歩みを支えてくださいました町民の皆様をはじめ、関係する全ての方々に心より感謝申し上げます。

せんだって、10月26日には、国会議員先生方をはじめ多くの御来賓の皆様にお越

しいいただき、盛大に記念式典を執り行うことができました。改めまして、御臨席賜りました皆様方に深く感謝申し上げます。この節目を新たな出発点として、これからの10年に向けて、さらなる地域の発展と、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、一步一步着実に歩みを進めてまいります。

11月は町内で多くの行事やイベントが開催されました。9日には神河町消防団による防火パレード、大山ブロック中心に自主防災かみかわの防災訓練、神河町図書コミュニティ公園「桜空」では、神戸学院大学主催のたからものフェス in 神河が開催され、越知谷エリアでは第10回名水めぐりゆずマラニックが行われ、神河町の紅葉を楽しんでいただきました。また、スポーツクラブ21グラウンドゴルフ神河大会、上小田区の自然薯まつり、根宇野区ゆず祭り、新野水車の里秋の収穫祭、長谷地区ではJR利用促進第11回紅葉ウォーキングが開催されました。福本区では福本藩陣屋跡回遊式庭園、紅葉ライトアップが開催され、幻想的な風景に魅了され、心に残る秋の夜を楽しみました。そのほか、地域おこし協力隊の江さんの企画により、台湾から26名の観光客が来町され、神崎農村公園ヨーデルの森を訪問の上、峰山高原ホテルリラクシアに御宿泊いただきました。今後も海外からの観光客誘致につながる取組を継続してまいります。

一方、11月は国の予算が決まる重要な時期であります。毎年、様々な関係団体による要望活動が展開されています。私も全国町村長大会をはじめ、各省庁や地元選出国会議員への来年度予算の確保に向けて、精いっぱい要望活動を行ってまいりました。

12月に入りますと、7日には冬のクリーン作戦、商工会による第2回かみかわ わく WORK TRY!と、観光協会によるカーミンのWinter Fesが同時開催されます。13日には人権・青少年健全育成合同大会、14日には峰山高原リゾートホワイトピーク安全祈願祭が開催され、9シーズン目オープンに向けて万全の体制で準備を進めています。12月も多くの参加者の下で神河町を盛り上げていければと思います。

次に、議会開会に際しまして、このたび神河町長就任に当たり、一言、私の所信を述べさせていただきます。

まずは、11月16日執行の神河町長選挙におきまして、無投票により信任を賜り、5期目の神河町政を担わせていただくこととなりました。これもひとえに議会、町民の皆様、さらに県・国関係機関の御支援のたまものでございます。そして、何と云っても、その基にあるのは、町政発展への熱い思いの中での神河町職員各位の御理解と御支援があってこそ4期16年でありました。改めまして心より厚く御礼申し上げます。あわせて、町長就任以降進めてきた神河町の知名度アップと、元気な神河目指し走り続けてきたこの16年間の貴重な経験と実績を通じ、培われていただいた政治経験を生かして、みんなが元気になる神河町づくりに邁進する決意でございます。

本年は合併20年節目の年、16年前、私は「ほんまにひとつの神河町」を、2期目以降は「住むならやっぱり神河町」、加えて、「交流から関係そして定住」、みんなが

元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」、「変わらない風景を未来の世代へ」をキャッチフレーズに、町民が主役のまちづくりを推進してまいりました。少子高齢化と人口減少が進む中、神河町は国と連動して地域創生総合戦略を策定し、若者や子育て世代への支援を強化するとともに、誰もが安心して暮らせる環境づくりに邁進。また、4年前は新型コロナウイルス対策として、地域経済や地域力の回復に全力で取り組んでまいりました。引き続き、兵庫県のど真ん中、最少人口の町として、変わらない風景を未来の世代に残すことを使命に掲げ、2050神河将来ビジョン、第2期長期総合計画、第3期地域創生総合戦略を基盤に、町民と職員が一体となったチーム神河で挑戦を続けてまいります。

私は常に未来の世代にどのような町を残せるかを考え、自然豊かな風景を守りつつ、若者が誇りを持ち、子供たちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らし続けることのできる町を目指してまいりました。それこそが神河町を目指す姿であると確信しています。今回、「突き抜けよう！かみかわ」を新たなキャッチフレーズに加えました。これは常に挑戦する、そして厳しい財政状況にあっても、短期的視点での今やらなければならないもの、長期的視点であっても今やらなければならないものなどなど、投資すべきことは大胆に実行するという強い思いを込めました。これまでのキャッチフレーズに加えて、「突き抜けよう！かみかわ」を旗印に、未来に誇れる神河町を築いてまいりますので、皆様方の引き続きの変わらぬ御支援をお願いいたします。

改めて今、神河町が直面している最大の課題は人口減少であります。今年には合併20年節目の年、気持ち新たに神河町を住みたい、住み続けたいと思える町へ飛躍させるための拠点が、7月オープンした神河町図書コミュニティ公園「桜空」であると考えています。まちづくりは人づくりと言われます。一朝一夕に実現は困難ですが、長期的な視点で未来を担う子供たちへの教育環境をよくして、学校教育、文化芸術など、人々の感性や心の豊かさを醸成する環境こそがまちづくりには欠かせない要素であり、その新たな拠点となるのが桜空であると認識しています。未来につながるシンボルとして、このエリアのランドマークとして、子供から高齢者まで世代を超えて老若男女が集える場に育て、元気なそして持続可能な神河町を築いてまいります。

次に、これからの4年間の主要課題と対応策について述べさせていただきます。大きくは3つを掲げさせていただきます。1つ目は安心・安全が広がるまちづくり、2つ目は住んでよかったと思えるまちづくり、3つ目は未来に希望が持てるまちづくりであります。

1つ目の安心・安全が広がるまちづくりでは、豪雨災害対策としての道路、橋梁、上下水道の点検整備、河川内の土砂、立木の取り除き、あわせて危険木の伐採であります。また、神戸大学、大阪医科薬科大学等との連携で、公立神崎総合病院の健全経営、医療・福祉・健康の増進、そして、次に、高齢者等交通弱者の移動確保対策としてのコミュニティバス、デマンドバス、タクシーの総合的な新しいシステムの創設を築いていかな

ければいけないと考えています。そして、JR播但線の利用促進事業の継続であります。乗って残す公共交通と脱炭素社会の推進にあります。

1点目の最後ですが、空き家対策であります。危険空き家の処理、これを地域自治協議会との協議により、しっかりと解決を図っていくこととしていきます。

大きな2つ目の住んでよかったと思えるまちづくりでは、地域自治協議会とともに地域課題の解決の強化であります。次に、何といても若者定住移住支援であります。家賃補助、住宅取得、改築補助の継続と新たな仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、起業・創業支援の継続であります。さらに、企業誘致と雇用の創出、サテライトオフィス、そしてまた、10ギガ高速インターネット環境の整備にあります。出会い、結婚、出産、育児、子育て、教育の切れ目のない支援、さらには、学校給食の無料化に向けての検討をしっかりと進めてまいります。地方創生2.0のキーワードである女性の働きやすい環境に対する支援も行ってまいります。

大きな3点目としての未来に希望が持てるまちづくりでは、第2期長期総合計画、第3期地域創生推進で、2050神河将来ビジョンが描く神河の実現にあります。交流人口100万人からの町内経済循環の拡大にあります。兵庫五国の特性と神河町歴史文化遺産、観光資源の活用をしっかりとやってまいります。喫緊の課題としては、グリーンエコー笠形の早期の再開にありますし、峰山高原リゾートホワイトピークの次期整備計画の具体化を図っていきたくと考えています。

次に、農業の再生であります。新規就農者の育成支援、スマート農業補助制度の創設、あるいは営農組織の法人化、広域化に対する支援、また、地域計画による放棄田対策、農地保全事業、環境保全型の農業の推進にあります。兵庫県も推進しています有機農業の推進、こちらを学校給食への有機野菜の納入、販売についても支援をしております。

次に、何といても森林の再生であります。森林環境譲与税、あるいは町単独補助事業の活用をしっかりとやってまいります。間伐年間目標300ヘクタールを従来からの目標を継続しながら、主伐、再造林、早生樹などの推進と路網整備を進めてまいります。そして、森林の持つ多面的機能の強化、広葉樹林化で景観、防災、水源涵養、温暖化防止、里山防災林整備にも引き続き取り組んでまいります。スマート林業の推進による生産性の向上、あわせて担い手の確保、桜プロジェクトの継続、カーボンニュートラル、J-クレジット制度活用による循環型事業の推進、そして、鳥獣害対策の強化にあります。

次に、広域行政の推進では、中播消防署、新クリーンセンターの建設、学校給食センターの共同調理等にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の推進にあります。以上の政策を中心に全力で取り組んでまいります。

結びになりますが、人口減少に歯止めをかけることは困難ではありますが、重要なのは神河町人口ビジョンでの、2060年5,500人の神河町になっても、持続可能な神

河をどのように創造するかにあります。共に知恵を出し合い、変わらない風景を未来の世代に残しつなげるために、「突き抜けよう！かみかわ」を旗印に元気な神河町を目指し、私自身、初心を忘れず、これまで以上に研さんを積み、全身全霊力いっぱい取り組んでまいり決意であります。神河町のまちづくりに引き続きの御支援、御協力を心よりお願いを申し上げ、私の神河町政5期目に向けての所信とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前9時20分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第126回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。去る11月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から12月17日までの15日間と決しております。町長から提出されます議案は、報告1件、人事案件3件、条例制定3件、条例の一部改正9件、規約変更1件、令和7年度補正予算9件の計26件であります。議会からの提出議案は、神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙及び兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の2件であります。閉会中に受理した請願はございませんが、陳情2件を受理しております。議会運営基準第142条の規定によりその写しを配付しておりますので、御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第1号は了承を、第99号議案から第114議案については、討論の後、表決をお願いすることとしております。第115号議案、一般会計補正予算は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすること

としております。

次に、各特別会計・事業会計補正予算について、第116号議案、第120号議案から第123号議案につきましては討論の後、表決を、一般会計との関連がある第117号議案から第119号議案については、第3日目の最終日に、討論の後、表決をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを11月21日の午後3時とし、通告があった4人の議員により、本会議第2日目の11日、9時30分から行います。

17日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、討論、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。閉会中の11月18日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な事項に

ついて報告をさせていただきます。

まず、教育委員会関係でございます。学校教育関係で、小学校の適正規模・適正配置についての質疑でございます。学校教育審議会の資料や会議録を町のホームページで公開しているとのことだが、公開していることを町民へPRしてるのか。スケジュールの中にパブリックコメントを実施する計画が上がっている。いついつにパブリックコメントを実施するので、町のホームページに公開している資料を読んで御意見をくださいと町民へPRしてほしいが、そういった考えはあるのかの問いに対しまして、広報かみかわ12月号に学校教育審議会の開催について掲載している。パブリックコメント等で御意見を聴取することについても広報でお知らせしていきたいとの答弁でございました。

次に、GIGAスクールの取組についてでございます。タブレット活用調査を見ると、小・中学校の授業でタブレットの活用が少ないと思う。使用開始から5年が経過し、国や県の指針はないとのことだが、町として次の5年間にタブレットの活用目標を設定し、ロードマップをつくって、教員に頑張ってもらって活用していただくなど、計画的に進めてはどうかの問いに対しまして、県は、ひょうご教育創造プランなどで活用状況についての目標をつくっている。当町においても活用目標の設定を検討したい。今回のタブレット活用調査は、教員一人一人の活用実態なので、児童生徒の活用実態としては分かりにくい。特に中学校では複数の教員から授業を受けているので、生徒から見れば1日の間に必ずどこかで活用している状況となっている。調査の仕方を変えないと、児童生徒の活用実態までは読み取れないと思うという答弁でございました。

次に、児童生徒にとってこうあるべきという視点から目標設定を検討してほしいの問いに対しまして、国や県の数値目標を参考に、学校と相談しながら、どのような形で数値目標を立てればよいのかを考え、神河町版の目標設定をしていければと考えてるとの答弁でございました。

次に、社会教育関係でございます。温水プールのチラーを直すことができないのであれば、冬季は休館し、年間利用券は冬季以外の8か月利用券等に切り替えたほうがよいのではないか。日によって気温が高いか低いかで休館するかどうか決めると、年間利用券を持ってる方を含め利用者は困るので、その辺りは明確にしたほうがよいと思うとの問いに対しまして、冬季を休館にする場合、利用者に迷惑をかけるだけでなく、会計年度任用職員とスイミングスクールの運営を委託している株式会社アクアティックの職員の雇用の問題が出てくる。一月でも閉めるとなると、働く方の生活もあるので厳しくなる。そうなる雇用の確保も厳しくなるという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園関係でございます。カフェコーナーを委託している業者から12月末で閉店したいと申出があったとのことだが、今後カフェコーナーはどうしていくのかの問いに対しまして、これから公募していく。オープンから今までの来客数のデータを示しながら業者を探していきたいという答弁でございました。

次に、オープン以降、課題が出てくるごとに検討しながらルールを決めているとある

が、どのような課題が出たのかの問いに対しまして、芝生公園の活用方法として、利用者からグラウンドゴルフができないかという意見が出ている。何か課題が出たときには、庁内検討会議の桜空を育てる会で検討して、そこで一定の基準を決めながら利用者に説明しているという答弁でございました。

次に、給食センター関係でございます。調理機器等の点検・修理については、専門の業者が入ってるのかの問いに対しまして、それぞれの機器に対して専門業者に修理やメンテナンスに入ってもらってるという答弁でございました。

次に、点検については定期的に入ってもらっているのか、それとも何かトラブルがあったときだけ入ってもらっているのかの問いに対しまして、定期的には入ってもらっていない。機器に何か不具合が出たときに連絡して修繕してもらってるという答弁でございました。

次に、以前、大きなトラブルが発生して1週間ぐらい機器が使えないことがあった。定期的に点検することで大きな事故も防げると思うがの問いに対しまして、運営に支障がないようにその辺りも加味して、メンテナンスなどを考えていきたいという答弁でございました。

次に、安心・安全な給食の提供についてに係る質疑でございます。米の管理について、常温保管していたため虫が混入してしまったとのことだが、保管の仕方は大丈夫なのかの問いに対しまして、米は県スポーツ協会・食育支援センターを通じて入荷しているが、食育支援センターは米の保管を農協に任せている。米を保管している農協の倉庫は常温で、今年の夏は暑かったためか虫が発生したとのことである。入荷時に袋の中に虫がいることを、米飯を任せている株式会社神崎フードも確認していたが、虫が多過ぎて除去し切れなかったようである。食育支援センターに確認しているが、ほかの自治体でも同様に発生しているので、今後、米の管理について何らかの対策が取られるものと思ってるとの答弁でございました。

次に、税務課関係でございます。滞納を減らす努力はどうしているのか。小まめに徴収しないと、増えれば増えるほどしんどくなると思うがの問いに対しまして、滞納整理委員会に弁護士も入ってもらっているが、弁護士からは法律に基づいて粛々と進めていくことが一番大事だと指導を受けている。滞納者も額が大きくなると払えなくなっていくので、できるだけ額の少ないうちに納めていただけるよう督促しているという答弁でございました。

次に、会計課でございます。各課の収支資金をしっかりと把握されており、一時借入れすることなく資金運用ができています。収支資金計画に基づき公金の出納管理ができていることを確認いたしました。

次に、総務課関係でございます。廃校跡地整備活用事業についての質疑でございます。旧上小田小学校で碧河舎を運営している株式会社 Dreamaway が町から契約解除されている。当施設は学校施設から集会所施設に変更し、防火対策については補助金が

投入されていると思うが、利用されなくなると適正化法の関係はどうなるのかの問いに対しまして、補助金で対応しているものが2種類あり、適化法の関係でいうとあと2年ぐらい残っている。一つは、内装で準難燃性の木造から難燃性の木造に替えるということで補助を受けている。もう一つは、ワークショップを運営するという事で第二創業促進補助を活用している。現時点で補助金の返還を求める動きはないので、様子を見ている。株式会社Dreamawayの弁護士には、補助金の返還を求められた場合はそれも請求する旨を情報としてお知らせしてるという答弁でございました。

次に、病院改革推進室の取組状況についてでございます。病院の幹部との意見交換会で、医師の皆さんにふるさと納税についてお願いをした。時間がなかったのでうまく伝わっていないと思うが、病院で大きな赤字がある中、医師の皆さんにふるさと納税をしていただく姿勢を示していただきたいと思っている。そうした医師の姿勢が職員に伝わり、さらに町民にも伝わっていけばと願うところがある。財政担当の立場から、またふるさと納税の担当課の立場からもお願いしていただき、12月末までの今年の実績として残してほしいと思うがの問いに対しまして、医師も一緒に病院の存続に取り組んでいただいているという姿勢を見せるという意味で、ふるさと納税をしていただくことは非常に大事だと思っている。12月に医師が集まる会議があるのでお願いに行きたい。ただ寄附をするという意味ではなく、ふるさと納税に込められる趣旨も含めて訴えに行きたい。医師にそういった姿勢を見せてもらうことで、それを広く住民にも知っていただけるような取組を進めたいという答弁でございました。

以上、質疑のあった主なものを報告いたしました。これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の11月10日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初に、健康福祉課です。健康福祉課の主な質疑応答は次のとおりです。

認知症対策について、町ぐるみ健診等においてタッチパネル検査が実施されているが、検査結果がよくない方にはどのような予防対策をしているのか。また、その効果はどうかという質問に対し、タッチパネル検査は点数で評価するが、点数が低い方にはフォローの検査を受けてもらっている。その検査でも点数が低い場合は、認知症の教室や病院受診などを推奨している。効果としては、認知症の早期発見や認知症予防につながっていると思っているという答えでした。

次に、町ぐるみ健診の受診会場に関するアンケートについては、越知谷地区と長谷地区で共通した要望がいろいろと出ているが、改善できる見込みはあるのか。要望に対しては早期に改善すべきだと思うがという質問に対し、要望を全て改善するのは難しいが、

まずは健診を受けたいという意思がある方に健診に来ていただくということを大事にしながら取り組みたいと思っている。例えば長谷地区では、段差がなく移動をしやすくするということで会場を長谷小学校の体育館に変更し、暑さ対策としてスポットクーラーを設置するなどの対応ができればと思っている。また、健診のスピードやスタッフの対応について意見が出ているが、これは健診会議等で検討していきたいと思っている。ただ、がん検診での最低保証人数と委託料の問題や、受診人数が減っていく中で、場所や回数などが維持できるかというところがあるので、その辺りも検討しながら取り組みたいという答えでした。

次に、町内の福祉施設で不正受給が発覚した施設の件について、再発防止のために定期的に施設を訪問してはという意見を伝えていたが、一度でも訪問したことはあるのかという問いに対し、今年も県に同行して指導などを行った。ほかの施設については、県と一緒に指導監査の際に訪問しているという答えでした。

続きまして、住民生活課です。住民生活課の主な質疑応答は次のとおりです。

旧神崎公民館跡地の整備事業については、建物の解体後に防災公園を造るという名目で有利な起債を使用することだが、せっかく防災公園を造るのであれば、費用の問題はあるが、真に防災機能を備えた公園になるよう検討してほしいという問いに対し、現在予定している防災機能としては、給水タンクやトイレカーを保管する備蓄管理棟を立てるほか、公園の面積が2,900平方メートルであるので、一次避難所もしくは災害廃棄物の仮置場ということを予定している。あまり費用をかけずにということを進めているという答えでした。

次に同じ内容で、防災公園の予定地は河川のそばだが、危険区域には入っていないのかという問いに対し、土砂災害の区域からは外れている。水害については、河川整備の目安となる100年に一度の確率で降る計画規模降雨量が1日総量210ミリとなっており、この雨量であれば問題ないという想定である。ただ、1,000年に一度の確率で降る想定最大規模降雨量は1日総量617ミリなので、そのときは50センチから2メートルの浸水が予想されます。ただ、この防災公園の整備については、旧神崎公民館の解体が前提となっているので、その辺りは御理解いただきたいという答えでした。

次に、防災行政無線について、放送が聞こえない、聞こえにくいという声を多く聞いている。防災行政無線の不具合発生件数に上がっている数字は役場に問合せがあった件数で、不具合があっても問合せをしていない家庭もあり、実際はもっと多いと思う。実態を確認するために、もっと細かく調査してもらいたいという問いに対し、実態調査の実施については検討したい。また、防災行政無線と併せて、現在、スマートフォンで利用できる防災アプリを構築しており、両方で情報が入手できるようにしたいと考えている。今後、防災アプリの普及と防災行政無線の受信率向上に取り組みたいという答えでした。

続きまして、今日の町長のお話にもありましたが、特定空家対策について、令和5年

度に特定空家に認定された吉富区内の物件については何か動きがあったか。認定されても動きがなければ近隣住民は不安だと思うが、進捗状況はどうなっているのかという問いに対し、相続の関係等で所有者と話合いが進まず、目に見えて進捗している状況ではない。取壊し費用も必要なことから、強引に進めていくのは難しいが、最終的には行政代執行を考えないと駄目かなという思いはあるという答えでした。

続きまして、上下水道課に移ります。上下水道課の上下水道事業については、順調に全て進捗しておりますということです。

続きまして、公立神崎総合病院なんですけど、今回は民生福祉常任委員会の行政視察を計画しておりましたので、公立神崎総合病院の大会議室に場所を移し、事務調査を行いました。その大会議場での主な質疑応答は、次のとおりです。

急性期医療 I C T 連携ネットワークサービス事業で導入した J o i n (ジョイン) は不具合等もあり使い勝手が悪いなどの理由で、今後は姫路市消防局が更新予定の播磨姫路救急搬送システム H E A R T S (ハーツ) を使用するというのかという問いに対し、当院が J o i n を導入したのは、救急隊を受け入れる際に心拍数や画像データを見て事前に把握した上で受け入れたいということで、神戸大学からの推薦もあり導入に踏み切った。ただ、機械的トラブルやネットワーク環境に不具合が生じ、想定したほどうまく運用ができておらず、対応件数も伸びていない。そのような中、姫路市消防局が当院を訪れた際に、5市6町で運用している H E A R T S についての説明を受けた。救急患者を受け入れる際、医療機関で受入れ可能な診療科を確認するこれまでの機能に加え、令和8年度秋から救急隊が搬送患者の情報を医療機関に送信できるなどの大幅な機能更新を予定しているということであった。当院としては、運用に課題はあるものの、端末を用意する以外は大きな費用もかからないということもあり、来年度更新される H E A R T S の使用を検討しているという答えでした。

次に、健全経営に向けた取組で、現在連携している高度急性期病院からの紹介受入れを強化するとあるが、具体的にどういうことかという問いに対し、高度急性期病院からの紹介受入れは、はりま姫路総合医療センターからの受入れが断トツに多い状況である。はりま姫路総合医療センターは三次救急で、重症患者に対して一定必要な処置が終われば他院へ移し、次の重症患者を受け入れられる体制を希望している。当院としては、そういった患者を全て受け入れられたらよいが、患者の症状によって院内整備や投薬の準備などが必要となり、難しい面がある。ただ、ふだんから高度急性期病院と情報交換を密にしておくことで受入れを可能にできれば患者数増につながると考えているという答えでした。

次に、外来患者が減少傾向にあるということだが、この分析や分析結果に対する取組をどうしていくのかという問いに対し、一般的に人口が減ると外来患者も減るが神崎郡3町の人口の減り方と当院の利用者の減り方を見たときに、ほかの町と比べ当町の住民が当院を使わない確率が高い可能性が見えてきたので、その実態を調べるよう指示して

いる。それが事実なら、その原因を調べないと改善につながらないと考えているという答えでした。

次に、訪問診療について、利用者からは大変好評だが、費用対効果はどうかという質問に対し、確かに好評をいただき満足度は高いが、大きな収益増には結びついてはいない。あらゆる地域ニーズに応じて一定のニーズを確保するのは重要だが、医師のマンパワーにも限りがあるので、今後の運用について検討しているところであるという答えでした。

その他の常任委員会の活動としまして、その後、病院幹部との意見交換会、それから院内見学を行いました。

まず、公立神崎総合病院の事務調査の後、病院幹部との意見交換会を行いました。その主な質疑応答は、次のとおりです。

外来患者の待ち時間を短くする方法として予約制を取り入れているが、なかなか改善されていない。午前の診療だけではなく午後の診察も取り入れて工夫するなど、患者を待たせない病院というよいイメージをつくり上げてはどうかという質問に対し、待ち時間の問題は以前からも上がっており、再診中心の診療によって待ち時間が長くなっているのを少しでも改善したいと思っている。去年は外来患者が増えたときに、その日の診療を担当していない医師にヘルプを出して中央処置室に外来を1つ追加して対応するなど、待ち時間の改善に努力したが、それが患者さんに届いていないということだと思ふという答えでした。

次に、現場を預かる院長として、率直に今の改革をどのように受け止めているのかという質問に対し、院長は、大きな目を見たときに、この地域で起きている疾病を当院がしっかりキャッチできていないという認識を持っている。しっかりとキャッチできれば、もっと当院を使っただけの動きを取り、入院患者を確保できると思う。中播消防署が救急で搬送する年間の搬送数は、当院、神崎総合病院は400件、姫路聖マリア病院は500件、はりま姫路総合医療センターは600件で、当院はこの地域の救急患者を2割、3割しか受け入れていません。この受入れ数を上げたいと思っている。当初は、救急医を採用して、救急患者を多く受け入れたいと考えていたが、医師の確保が難しいこともあり、思い描いたようには動けていない。しかし、来年度は内科医が2人ほど増える可能性があるので、ニーズに応えられるよううまく運用し、患者の獲得を図りたいという答えでした。

意見交換会の後、神崎総合病院の病院内の各部署の見学を行いました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

以上、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。産業建設常任委員会の閉会中の調査報告をいたします。委員会は、去る11月の5日に開催をいたしました。

初めに、建設課であります。河川環境整備事業であります。本年度当初から予定されていた県管理河川の3河川、越知川（中村区）、猪篠川（吉富区）、小田原川（高朝田区）に加え、大河区内の市川でも環境整備が実施されます。整備内容は、河川敷内の除草や立竹木の伐採、可能な限りの根起こしや河床整正の予定です。

次に、地方創生道整備推進交付金事業であります。町道光明寺線、町道コハウキ線は、山林に隣接している北側の工区が、地籍調査や山林地籍の関係で用地買収にかかれない状態で、令和8年度末に全線完了ができなくなっており、令和10年度まで事業工期を延ばせないか検討をしています。住宅地内の南側の工区については道路改良から実施し、令和8年度末までに一定完成させたいと考えています。

次に、町道野村沢線、町道流田線は、相続人調査や相続人の選定、用地交渉等に不測の日数を要し、早期の工事着手が難しい状況で、今年度内の完了は難しくなっていますが、工期が令和8年度末の計画であるため、それまでに事業を完了したいと考えていると報告がありました。

次に、県への要望の対応の質疑であります。

県道や国道の道路改良・補修等を要望しても回答が返ってきていない。連絡体制を整え、報告や対応をしてもらうよう申し入れられないかの質疑に対し、緊急の要望については、一つ一つ報告があるわけではない。区長要望等については、回答がないと対応できないので、何らかの返事をいただきたいと県の担当者へ伝えているとの回答であります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業は、順調に進捗しています。

地籍調査事業想定事故事例集の作成であります。これについての質疑であります。

この想定事故事例集は危険箇所を写真で示しているが、事故を防ぐためにはどうすべきだという説明を記載しなければ防止策にはならないのではないかの質疑に対し、これは、現地の危険性を知らずに十分な装備もせず立会いに来られる方がいたため、今年度から自己チェックシートを作成して事前の準備を促したが、まだ準備をせずに参加される方がいるので、次の段階として現地の危険性を実感してもらうために作成した。危険性を知らせることで、立会いが難しいと思われる人に委任状の提出を促すための資料でもあるという回答であります。

次の質疑であります。作成の意図は理解できるが、必ずヘルメットをかぶりましょうとか、長靴よりナガハゼの地下足袋のほうがいいですよとか、つえも必要ですよとか、簡単な啓発を付け加えてはどうかの質疑に対し、対策についても付け加え、事故と対策が連動した資料に修正するの回答であります。

次に、農林政策課であります。食べ盛り応援神河米給付事業であります。これに対するの質疑。

食べ盛り応援米の受け取りに23名が来られてないが要因は何かの質疑に対し、受け取られていない方からは、忘れていた、急に体調が悪くなった、外出して行けなかった等を聞いている。これに対するの質疑。受け取りに1週間の猶予があったと思うが、23名はどうだったのかの質疑に対し、当日の午後3時までに連絡があった方のみ1週間の猶予を設けていた。今回の23名は期限までに連絡がなかった方で、連絡のあった方は全て引取りに来られているの回答であります。

次に、神崎フードの件であります。神崎フードの経営は厳しい状況でしたが、株主である株式会社SRジャパンとの取引が増加したため上半期は黒字になっています。大きな修繕がなかったことも黒字の要因です。今後については、売上げは伸びていますが、ボイラー等必要な修繕が予定されているため、何とか黒字に収まればという状況であるとの報告であります。

次に、有害鳥獣対策であります。これに対するの質疑。

テレビ報道などで、熊の被害が多く出てきている中、鳥獣害対策の専門知識を持った自治体職員としてガバメントハンターの設置の必要性が言われている。猟友会の方も高齢化している状況で、その必要性についてどう思っているかの問いに、自治体職員が猟銃免許を持って対応するメリットとしては、対応のスピードが速いということが報道されている。ただ、狩猟経験を積んだ上でないとすぐにできるものではないということも言われているので、現状では業務量も増えてきている中、職員が免許を取って対応することは難しいと考えているとの回答であります。そして、現職員は難しいと思うが、地域おこし協力隊を募集する中で、そういう視点を持って検討してみてもどうかの問いに対し、地域おこし協力隊の担当課と相談しながら考えたいとの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。グリーンエコ笠形についての質疑であります。

グリーンエコ笠形の今後について、検討委員会を開催し地元の方の意見を聞くとのことだが、町としての方針は出ているのか、それとも白紙の状態での開催かの質疑に対し、運営管理をしていただく業者を探したいと考えているが、今までと同じような公募では難しいと思っている。公募を施設全体の仕様にするのか、施設を細かく分けた仕様にするか、十分検討したい。まずは、町が方針を決めていく上で地元の方々の意見を聞きたいと思っている。公募をする上で、民間事業者から施設の活用等について提案を受けるサウンディングという手法があると聞いた。それぞれの提案のいいところを参考に条件を決める手法である。それらを含め施設再開に向けて何ができるかを検討したいとの回答であります。次の質疑であります。サウンディングなどいろいろな手法を考えて進めたらよいが、検討委員会を立ち上げるのであれば、時間をあまりかけず、指定管理や観光施設に特化した方々を集めて施設の運営等について考えるなど、再開に向けた動

きを取るべきではないかの質疑に対し、まずは地元の方に町の現状やサウンディングについて説明し、地元として最低ここだけは守ってほしいということを知りたいと思っている。必ずしも検討委員会で最終的な方向性を決めるということではないの回答でありました。

次の質疑であります。グラウンドゴルフ場の獣害対策の効果の確認などを含め、施設全体の現状を確認するために見回りが必要だと思うがの質疑に対し、グラウンドゴルフ場については、グラウンドゴルフ協会との約束もあり、乗用の芝刈り機も購入しているので、現状を見ながら可能な範囲で手入れをしていきたいと思っている。施設全体では、不法侵入を防ぐためバリカーを置いているが、パトロールは必要だと思っている。また、警察にも協力依頼をしているの回答であります。

次に、デマンド型交通に対する質疑であります。

越知谷地域のデマンド型交通について、自治協議会との話し合いはどの程度進んでいるかの質疑に対し、7月に越知谷ブロック地域自治協議会の役員と勉強会という形で話し合いをした。なぜデマンド型交通にしなければならないのか、デマンド型交通にすればよくなるのか等の意見が出た。11月中旬には区長にも集まっていたいただき、町の考え方を示した上で、4月1日運行開始を目指したいの答えに対し、町の考え方とは何かの問いに、基本的には長谷地域の試行運行と同じ形を考えている。バス停については、ごみステーションごとで長谷地域と同じ形だが、違うのは長谷地域は乗換えなしで病院、役場へ行けるが、越知谷地域はエリアの中に乗換え地点を設けて、コミュニティバスに乗り換えて病院や駅のほうへ行く形を想定しているの回答で、これに対し、コミュニティバスへの乗換えが必要なら、越知谷地域の人から反対の意見が出ると思うがの問いに対し、町の方針としては、コミュニティバスへの乗換えを基本的に、地域内はデマンド型交通にするという形で理解を求めたいという回答に対し、株式会社ウイング神姫の路線を保護するという考えは理解できるが、そのために何もできない状態になっている。他市町のように、これまでのやり方に見切りをつけるべきではないかの質疑に対し、法令上、民間事業者が持っている路線を使って運行するのは無理で、法律的には株式会社ウイング神姫の路線を残す想定になっている。町は、基本的にそれに従って計画をつくっていくことになる。もし事業者が替わったり、地元の方が運営したりしても、10年、20年先まで持続できるかが心配で、そう考えると株式会社ウイング神姫に持続していただき、利便性のいい形で町が委託して運行するのが一番いい形ではないかと思っているの答弁であります。

次に、調査以外の報告であります。

県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会の総会がありました。11月13日、神河町大河内保健福祉センターにおいて総会を開催し、市川町議会議員とともに、県道長谷市川線改良促進に係る工事等の進捗状況について、姫路土木事務所福崎事業所と意見交換を行いました。神河町からの要望事項、鍛冶・大河地内の歩道マウントアップの改良に

ついて要望しております。これについての回答は、歩道のアップダウンは高齢者の歩行に厳しいとのことであるが、歩道のフラット化には道路と歩道の高さを合わせる必要があり、道路側の改良に大きな費用が必要となる。歩道のない箇所がほかにもあるので、そちらを優先していると、昨年と同じような回答でございました。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。これで終わります。

○議長（澤田 俊一君） それではここで、私のほうから9月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

10月3日、兵庫県立神崎高等学校第49回体育大会が開催され、栗原廣哉副議長、藤原資広総務文教常任委員長と私が出席しております。

10月4日、新温泉町制20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

10月5日、佐用町合併20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

同じく10月5日、たつの市制施行20周年記念式典が開催され、栗原廣哉副議長に出席していただいております。

10月6日、兵庫県町議会議長会第3回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和8年度県予算編成及び施策の策定に関する要望、第69回全国町村議会議長会全国大会、今後の研修事業実施計画等についてで、原案のとおり承認、可決しております。

10月7日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月28日に提出された令和6年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月14日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席し、9月22日に提出された令和6年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月16日から17日、令和7年度町村監査委員全国研修会・兵庫県町監査委員協議会合同研修会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議会選出監査委員が出席されております。

10月17日、西播磨市町議長会第2回総会及び現地視察が福崎町で開催され、私が出席しております。総会では、県、国への令和8年度予算編成に対する要望について説明が行われました。現地視察では、福崎町が取り組まれている県指定文化財「大庄屋三木家住宅」や、その一部を改装し、読書体験を売りにしたホテル「NIPPONIA播磨福崎 蔵書の館」などの取組について、福崎町地域振興課長などから説明を受けております。

10月19日、香美町合併20周年記念式典が開催され、栗原廣哉副議長に出席していただいております。

10月25日、福本遺跡発掘調査現地説明会が開催され、各議員に出席していただいております。

10月26日、神河町制20周年記念式典がグリンデルホールで開催され、各議員に出席していただいております。

10月28日、兵庫県町議会議長会主催の議員研究会が神戸市で開催され、各議員に出席していただいております。講演に先立ち、第46回議会広報紙コンクール表彰が行われ、神河町議会が優秀賞を受賞いたしました。一般財団法人地域総合整備財団事務局長、足立雅英氏からふるさと財団の市町村向け事業概要、株式会社廣瀬行政研究所取締役、廣瀬和彦氏から「議会におけるハラスメント」と題した講演をそれぞれ聴講しております。

10月30日、31日、全国過疎問題シンポジウム2025が鳥取県鳥取市で開催され、私が参加しております。1日目は、「次世代につなぐ人づくりとエコシステム」と題して、神戸大学大学院農学研究科教授、中塚雅也氏の基調講演と、「世代を超えて安心して住み続けられるふるさと～自然・人・活力とともに～」と題したパネルディスカッションを聴講いたしました。2日目は、智頭町に移動し、過疎地域持続的発展優良事例発表会が開催され、総務大臣賞を受賞された秋田県能代市や、全国過疎地域連盟表彰を受賞された岐阜県白川町など4つの団体から、地域コミュニティ団体などによる地域資源を活用した地域活性化の取組についての発表を聴講いたしました。

10月31日、神崎郡人権教育研究協議会、神河町人権文化推進協議会指定人権教育実践発表会が神崎小学校で開催され、栗原廣哉副議長をはじめ、各議員に出席していただいております。

11月1日、稲美町制施行70周年記念式典が開催され、私が出席しております。

11月7日、神崎郡議長会議長研修会が、井野健三郎中播磨県民センター長をはじめ、県民センター幹部職員の出席の下、姫路で開催され、私が出席しております。「今後の農業政策について」、姫路農林水産振興事務所長及び姫路農業改良普及センター所長から講演をいただき、意見交換をしております。

11月11日、兵庫県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、安心・安全に暮らせる生活基盤の確立（上下水道事業に対する財政支援）について、地域保健医療の向上（公立神崎総合病院に対する財政支援）について要望いたしました。

11月12日、第69回全国町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。地方創生の切れ目のない推進など3つの特別決議、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化など28件の決議、国に対する要望事項を決定いたしました。

11月13日、令和7年度県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が大河内保健福祉センターで開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか全委員と私が出席しております。議事は、令和6年度の事業報告並びに会計決算、令和7年度の事業計画並びに予算及び令和7年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり承認、可決しております。

1 1月14日、神河町特別職等報酬審議会が開催され、小寺俊輔議会改革調査特別委員長と私が出席し、議員報酬の改定について意見陳述を行いました。

1 1月16日、朝来市市制20周年記念式典が開催され、私が出席しております。

1 1月17日、全国過疎地域連盟第60回定期総会が東京で開催され、私が出席しております。

1 1月20日、中播北部行政事務組合議会全員協議会が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長に出席いただいております。

1 1月26日、令和7年度地方行政課題研究会が神戸で開催され、私が出席し、名古屋大学大学院環境学研究科教授、加藤博和氏の「地域を持続可能にする公共交通政策～自治体の動きがカギ～」と題した講演を聴講しております。

1 1月27日、中播北部行政事務組合議会臨時会が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。神崎郡ごみ処理施設建設用地造成工事（その2）請負契約締結事項の変更の件を可決しております。

閉会中に陳情2件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月10日に第86号を発行し、10月24日に各区長様に配付しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時45分とします。

午前10時25分休憩

午前10時45分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第10号

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、報告第10号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和7年2月17日に発生した峰山高原リゾートの公用車事故の対物事故分について、11月7日に示談が成立しましたものを、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。本報告につきましては、町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、提案するものでございます。

2ページ、専決処分書を御覧ください。事故の詳細は、令和7年2月17日に、峰山高原スキー場の従業員が運転するマイクロバスが、町道峰山線でスリップによる交通事故を起こしたものでございます。これまで2名の方に対する補償、関西電力の電線移設に対する補償を行ってきたところでございます。

このたびは、NTT柱の新設に対して損害賠償を行うもので、事故の責任割合は10対0、損害賠償額は208万3,628円で、賠償金の支払いはこの12月10日を予定しております。これより、マイクロバス事故に係ります賠償金の支払いは全て完了となります。

以上が報告理由並びに内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。この事故は、スキー場の送迎用の町管理のマイクロバスが降雪、凍結で滑り、道路から谷へ転落を防ぐためにとっさに運転手の判断で電柱に正面を衝突されたものであると思います。もしこの判断がなければ谷へ転落し、多数の死傷者が出た大惨事になっていたと思います。結果的には最小の被害でとどまったのだと思います。しかし、この原因、町管理のマイクロバスでスキー場の送迎を行う際にチェーンの装着がなかったということです。やはり、基本が全くできていなかったと思うんです。スキー場の送迎バスにチェーンをつけてなかったというのは、そんな話聞いたことないんで。やはり、これから事故の絶無を期する、また、安心・安全を売り物にしている神河町ですね、やはり、どのような対応、対策をしていくか、また、どのような指示、教養をしたか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。以前にも御報告させていただいたことですが、町としましては、今回の事故につきまして、議会からの御指導や警察からの助言を踏まえまして、引き続き安全運転に関する教育を実施するという事で、特に積雪時の運行につきましては、常に改善を図ることが重要であるということ、町のほう、また指定管理者の株式会社MEリゾートのほうと確認をいたしております。あわせまして、今回チェーンの装着がなかったことを踏まえまして、送迎用の車両などにつきまして、車両のタイヤチェーンの購入について先日も確認いたしました、車両にチェーンを積載し、積雪に対応するべく購入し対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この車の管理ですね、安全運転管理者は総務課長になるんですか、その辺ちょっと分からないんですけど、その安全運転管理者が、例えば運転した方、また、それに関する方に対してどういう指導をされているか、それを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。まず、安全運転管理者でございますが、町の車両を貸与しているわけでございますので、今現在管理をしておりますMEリゾート播磨のほう管理者となります。そこで、MEリゾート播磨のほうで運行に関する運行管理規程、また、その中に、雪の日の運行に関する留意点ということで、運行管理者の下、安全運転に関する教育を実施するという事で、実施のほうをしていただいております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 具体的にどういう指導をしたっていうことは聞かれていますか。今の話やったら、してますだけで、具体的な話がないんですけど、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。大変申し訳ございません。日程のほうは、すみません、今ちょっと分かりませんが、令和7年2月17日にその事故がありまして、そして、警察などの助言であったり、また、指導を仰いだ後に社員のほうへ安全運転教室という形で会社のほうで実施をしていただいております。これは、スキー場といいますか、MEリゾートの車両だけでなく、職員の出社また帰社の際の個人の運転に関わる分につきましても併せてためになるということでございますので、会社のほうで実施をしていただいております。ただ、何日に行ったかということは、今現在私のほう手元にはございません、申し訳ございませんが、確実に行っているという報告は受けております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。事故後、貸与している車両の使い方について、多分、条件もみなされていると思うんですけども、いつにどうみなされてるか教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） どなたが答えられますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。すみません、みなされるという表現でしたので。

○議員（9 番 藤原 資広君） 見直される。

○副町長（前田 義人君） 見直される、失礼いたしました。その確認でした。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。車両の管理につきましては、たしか、この運行管理規程に基づきまして、乗務前の点検及び日常点検ということで、車両の出発前の点検であったりとか、日常の運行の記録ということで点検のほうはなされております。そのことによって、異常箇所がある場合については直ちに修理などされるということで、この運行管理規程に基づきまして、車両の管理も併せて行っているということでございます。（発言する者あり）そうですね、あわせまして、運行管理規程、以前お示しさせていただいたところで、条件の変更などは特にしておりません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。要は、事故を起こさせない、防ぐためのことなんですけど、前も担当委員会の中でも話あったんですけど、やはり、事故を起こさないようにするために、例えば保険の掛金かな、これもたしか言われてたと思うんですよね。やっぱりそういうことをせんと、あくまで、人の車になるとどうしても扱い方雑になりますんで、そういう意味合いで、やっぱりかっちりとそこはしとかなないと。ただ、口で言うた言うただけじゃあれなんで、そこ言うんです。ましてバスなんで、大勢人乗せてますんで、そこだけお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。引き続き、安全運行に資するために、双方一緒になってそういったところ漏れがないように今後も改善を行っていきたいというふうに思っております。それと、車両の管理の中で今議員からありました、車に対しての保険でございますが、来年度以降見直しを今現在考えているところでございます。今までは、町の共済のほうへ加入しておりましたが、MEリゾート独自でその車両に対しての保険を掛けていただくということで、現在調整を行っているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。関連でございます。これ、MEリゾートさんから改善書、もしくは対策書等の文書で町のほうは受け取っておられるかどうか、お聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。はい、受け取って、令和7年4月4日の議会全員協議会の中の資料で、事故の確認及び今後についてということで、株式会社MEリゾート播磨から、このたびの事故の発生原因から今後の対策につきまして御提出をいただいて、議会のほうへ報告させていただいたかと思っております。あわせて、そのときに、運行管理規程であったり、雪の日の運行に関する留意点をまとめていただいて、また緊急事態発生時の連絡体制なども併せて御報告のほうをさせていただいたかと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第10号は、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第5 第99号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第99号議案、神河町副町長の選任の件を議題とします。

ここで、本件の審議に関係があります前田副町長は、退席をお願いいたします。

〔副町長 前田義人君退場〕

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町副町長の選任の件でございます。本年12月10日をもって任期満了となる副町長の職について、引き続き前田義人氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

前田氏は、昭和55年に神崎町職員として奉職され、平成23年4月から総務課長、健康福祉課参事、平成29年4月から町参事を歴任され、平成29年12月11日から副町長の職に就任いただき、町長の補佐役として本日までその手腕を発揮いただき、御

尽力いただきました。引き続きその職を担っていただきたく、前田氏を副町長として選任いたしたく存じます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより、第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時03分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

日程第6 第100号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第100号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。本年12月8日をもって任期満了となる神河町監査委員の職について、引き続き藤後秀喜氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

藤後氏は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見をお持ちの方でございまして、令和3年12月9日から神河町監査委員の職に就任いただき、町の代表監査委員としてその手腕を発揮いただいているところでございます。引き続きその職を担っていただきたく、藤後氏を神河町監査委

員として選任いたしたく存じます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第101号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第101号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案の理由について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在、神河町教育委員会委員に就任いただいております藤原雄三氏の任期が令和7年12月20日をもって満了となります。

藤原雄三氏は、平成12年から教育委員を務められ、平成17年の合併以降、教育委員長、平成30年1月以降は教育長職務代理者として卓越した識見と豊富な経験を生かし、神河町の教育振興に大きく貢献されています。また、平成19年から令和元年11月までは、民生委員主任児童委員もされており、神河町の教育に深く携わられ、その充実と発展に貢献されるなど、高い識見を有しておられます。つきましては、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案の理由でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 第102号議案から第104号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第102号議案、神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、第103号議案、神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、第104号議案、神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案、103号議案、104号議案について関連がありますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件でございます。

乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度は、令和8年4月1日から実施するために条例制定するものでございまして、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない御家庭のお子さんを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の範囲内で時間単位で保育所などを利用することができる新たな制度であります。なお、国の給付としましては、満3歳未満とされていますが、当町では3歳の誕生日を迎え、その後の3月31日までを利用期間とし、幼稚園や保育園に入園するまで利用できることを可能とし、保護者や利用者にとってよりよい制度として実施することとしています。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。第102号議案から第104号議案につきましては関連がありますので、一括して詳細説明をさせていただきます。

神河町乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）は、令和8年4月1日から国、県による給付化が実施されることに伴い、当町においてこども誰でも通園制度を実施するための条例制定でございます。制度の概要でございますが、対象は保育所などに通っていないゼロ歳6か月から3歳の誕生日を迎え、その後3月31日までを利用可能とし、利用時間につきましては月10時間が上限となります。制度の目的としては、全ての子供の成長とその保護者の育児を応援するためでございます。

第102号議案では、こども誰でも通園制度を実施する事業者（保育所など）が本事業を実施するために、市町村は国の基準を踏まえて、設備や運営に関することについて規定するものでございます。

第103号議案では、町が事業所の認定確認と利用定員の設定等、利用の基準を定めるための内容を規定するものでございます。

第104号議案では、公立の施設における保護者負担額（利用料）等を定めるための内容を規定するものでございます。

それでは、第102号議案、神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、詳細説明をさせていただきます。

それでは1ページを御覧ください。第1条では、趣旨を規定し、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとするとしております。第2条では、最低基準の目的を規定し、最低基準は、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするとしております。

2ページ、第3条では、最低基準の向上、町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する乳児等通園制度事業を行う者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができることとしております。

第4条では、最低基準と乳児等通園支援事業者を規定し、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないこととしております。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則。第6条では、乳児等支援事業者と非常災害。第7条では、安全計画の策定等。

3ページでございます。第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認。第9条では、乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件。第10条では、乳児等通園支援事業所

の職員の知識及び技能の向上等。第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。

4ページでございます。第13条では、虐待等の防止。第14条では、衛生管理等。第15条では、食事。第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規程。第17条では、乳児等通園支援事業所に備える帳簿。第18条では、秘密保持等。

5ページでございます。第19条では、苦情への対応。第20条では、乳児等通園支援事業の区分。第21条では、設備の基準とし、次、7ページでございます、第22条では、職員を規定し、一般型乳児等通園支援事業所には、保育士または兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士、その他乳児等通園支援に従事する職員として、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者を置かなければならないとし、保育士免許を有する者を置かなければならないことを規定しております。

8ページでございます。第23条では、乳児等通園支援の内容。第24条では、保護者との連絡。第25条では、設備及び職員の基準。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設または事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによらし、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業を行う事業所のそれぞれの基準を規定しています。

9ページでございます。第26条では、準用。第27条では、電磁的記録について規定しております。

附則として、施行期日は、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、第103号議案、神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、詳細説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。第1条では、趣旨を規定し、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとするとしております。

第2条では、一般原則を規定し、特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されることを目指さなければならないと規定しております。

11ページ、第3条では、利用定員に関する基準。1項では1時間の利用定員を定めるものとし、2項では当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して、一月当たりの利用定員を定めるものとする、定員、日数、時間を規定することを定めております。

第4条では、面談を規定し、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子ども

もに対して、最初に特定乳児等通園支援を提供するときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談、この面談につきましては、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含みます、を行わなければならないことを規定しております。

12ページの第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止。第6条では、あっせん及び要請に対する協力。第7条では、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認。第8条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助。第9条では、心身の状況等の把握。第10条では、特定教育・保育施設等との連携。第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録。第12条では、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領。

13ページ、第13条では、乳児等支援給付費の額に係る通知等。そして、14ページの第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針。第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等。第16条では、相談及び援助。第17条では、緊急時等の対応。第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知。第19条では、運営規程について、事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないこととしております。

15ページの第20条では、勤務体制の確保等。第21条では、利用定員の遵守。第22条では、掲示等。第23条では、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則。第24条では、虐待等の禁止。第25条では、秘密保持等。

16ページの第26条では、情報の提供等。第27条では、利益供与等の禁止。第28条では、苦情解決。

そして、17ページの第29条では、地域との連携等。第30条では、事故発生の防止及び発生時の対応。第31条では、会計の区分。第32条では、記録の整備等。

18ページの第33条では、電磁的記録等について規定しております。

19ページ、附則としまして、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、第104号議案、神河町乳児等通園支援事業に関する条例制定の件について、詳細説明を申し上げます。

20ページを御覧ください。第1条では、趣旨を規定し、児童福祉法第34条の15の規定に基づき、町が行う乳児等通園支援事業に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、施設を規定し、神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいた施設とすると規定しております。

第3条では、対象乳幼児、施設を利用することができる者は、生後六月を経過した乳児または幼児であって、満3歳児（3歳の誕生日を迎え、その後3月31日までの期間）のうち、町長が定めるものとしております。国の制度としましては満3歳未

満とされておりますが、当町では、町単独事業として、3歳の誕生日を迎え、その後3月31日までを利用期間とし、実質、幼稚園や保育園に入園するときまで利用できることを可能とし、保護者や利用者にとってよりよい制度として実施することとしております。

第4条では、利用の申請。第5条では、利用の制限。

21ページの第6条では、利用料等を規定し、当町では、1時間300円の保護者負担額として本条例を可決いただいた後に、規則で設定することとしております。

第7条では、利用料の免除。第8条では、委任について規定しております。

附則としまして、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、22ページ、23ページには、本事業に係る条例施行規則について添付をしておりますので、御覧ください。

以上が、理由並びに内容についての詳細説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。こども家庭庁のホームページ、開きにくくて制度調べるのなかなかできないんで、ちょっとお尋ねいたします。説明も聞いたんですけど、ぱっと言われたってなかなか頭回らないんで、ちょっと分かりやすく説明をお願いいたしたいと思います。

まず最初に、この制度、こども誰でも通園制度ですけど、どこで開催されるのか。それで、どの程度の規模を想定されているのかを、まず1点目にお伺いします。

それから、2点目です。保護者の立場からの必要性に対応するための一時預かり事業ではなくて、保育事業だと思んですけど、今言われたように、事前に申請して、それで施設を利用されるということですけど、やはり、たまに申請なしで来られる方もあるんですけども、そういう方への対応はどうされるのかということ、これ2点目です。

3点目なんですけど、首の据わる頃の6か月児からになると思うんですけど、当然、ちっちゃな子ですからかなり手もかかると思うんですけども、人数的にも多分制限が出てくると思うんですよ、保育士の人数の職員数がね。例えば、小さい子やからちょっと多めにせんとやはり事業展開できないだとか、そういう規定があると思うんですけども、その辺り、ちょっと分かりやすく説明してもらえますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。藤原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のどこで実施をされるのかというところですけども、現在、最終調整

中ではございますが、町内の神崎保育園、寺前保育所、あわせて神崎幼稚園、寺前幼稚園、あわせて児童センターきらきら館で実施することを、今のところ予定しております。

次の御質問の申請なしの場合のどうなるのかということですが、あくまでも、申請についてはいただくようにしたいというふうに思います。しっかりと周知を行っていただいて、利用する、しないにかかわらず、まずは申請いただいて登録をいただくことが大事なかなと思います。その上で利用日を保護者の方に決定していただいて事前予約。この予約につきましてはシステムでの予約、いわゆるスマートフォン、タブレットから予約することができるというふうな仕組みで、今のところ考えております。

次に、保育士の人数でございます。保育士の人数につきましては、ゼロ歳児につきましては、ゼロ歳児3名に対して保育士を1人という基準、1歳から3歳未満につきましては、乳幼児6名に対して保育士1名という基準で実施することを考えております。しかしながら、通常の保育園の運営ではなく、通常受け入れない、ふだん見ていないお子さんを受け入れるため、若干、この辺につきましては、運用しながら検討していきたいと思いますが、国の基準としましては、今申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そうなりますと、子供が誕生した段階で、いわゆる申請されたら、誰でも使えるという形ですね。だから、申請あるなしで一つの基準出てくるんですけど、やっぱり、いざいうときに、また施設利用したいという方も出てくると思いますんで、もう全ての方、先に申請さえされればいつでも使えるという形になるんですけど、そういう形でいいんやね。そういう形で進められるということですか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。藤原議員の御質問にお答えしたいと思います。

本事業につきましては、基本的には保育所などに通っていないお子さんが対象でございます。幼稚園はないですね、保育所、認定こども園に申し込みされない方におかれましては、事前に登録といたしますか、申請を行っていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。関連です。3歳までのちっちゃい子を見る。3歳までのちっちゃい子を見るんは、私の常識ね、保育所で見ると、保育所で見ると、さっき、課長の答弁は、事業所は寺前幼稚園もあるし、神崎幼稚園もある。なら、仮に1歳の子供を例えば神崎幼稚園で見るという場合に、私の常識ですよ、3歳までのちっちゃい

ゃい子は、保育士が保育所で見るのが普通なんですね。それ、幼稚園で見るっていう話やったけど、その受入れ体制とか、施設的にとか、例えば神崎幼稚園やったら大丈夫ですか、聞きます。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。大変申し訳ございません。説明が不十分でございました。

ゼロ歳6か月から3歳の誕生日以降の年度末を受け入れる対象施設につきましては、神崎保育園、寺前保育所、きらきら館を想定しております。寺前幼稚園、神崎幼稚園につきましては、2歳児から3歳の誕生日以降の年度末というふうに、年齢を区切って受け入れることで、今のところ考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） それで安心しました。それで分かったんですけど。

もう1点だけ質問。5ページの第2章、乳児等通園支援事業のところで、第20条、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするということで2タイプありますよと。このこども誰でも通園制度につきましては、2タイプありますよと20条に書いてあります。神河町の場合は、この余裕活用型乳児等通園支援事業でいいと、こういう理解でいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。吉岡議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、余裕活用型と一般型というものがございます。当町では、神崎保育園、寺前保育所につきましては、余裕活用型を考えております。神崎幼稚園、寺前幼稚園、きらきら館については、一般型で受入れを考えております。以上でございます。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい、分かりました。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。私も、こども家庭庁のリーフレット等々見たんですけども、もう全然理解ができなくて、少しお尋ねします。

まず、1点目にお尋ねしたいのが、今回、いわゆる、102号議案の乳児等通園支援事業と、103号議案で特定乳児等の通園支援事業に分けて条例を定めておられます。

103号議案のほうの特定乳児等通園支援事業に関していうと、設備に関する記載が一切ないので、これ、ごめんなさい、私が見逃してたら申し訳ないんですけども、特定乳児等通園支援事業のほうでは、設備に関する基準は必要ないのか、いわゆる、一般のほうの乳児等通園支援事業では最低基準等々の明記もあったんですけども、特定のほうはないので、そこをまずお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本当に分かりにくい条例になってるかなというふうに、すみません、私のほうも思っております。

この条例につきましては、官報を基に、例規の内容について専門業者と相談させていただいて条例制定をさせていただいております。

まず、最初の神河町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、いわゆる設備について規定しております。次の神河町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、その事業所の運営、ソフト面的なところを規定しているというふうに御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。ごめんなさい、私の理解が悪くて申し訳ないんですけども、私の中では、いわゆる102号議案では、普通の乳児等の通園支援事業の条例をつくられて、103号議案では、支援を要する子供たちのための条例やと思っと思ったんですけども、そうではないんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。一部、支援のという文言もございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、最初の102号議案については、設備の基準ですね、最低基準をうたっております。2つ目、103号議案については、運営に関する基準ですので、運営するための基準の条例制定ということで御理解いただきたいと思います。非常に分かりにくくて大変申し訳ございません。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今、小寺議員も言われたんですけど、分かんないんですよ、これ。もっと分かるようなこと、何か、資料か何かを作っていただけませんか、委員会でもいいんで。そうしないと全く分からないんで。対応できますか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 資料の提供ということでございますけれども、はい、少し、ちょっと検討させていただいてというふうにお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかにないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第102号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第103号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第104号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第105号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第105号議案、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由及び内容は、令和3年施行の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、国が進めるシステムの標準化・共通化の取組に対応するため、本条例を国が定める印鑑登録システム標準仕様書に準拠させるもので、条例中の印鑑登録証の再交付を印鑑登録証の引換え交付に、印鑑登録原票については可視台帳に改め、標準化により統一された名称として整理するものでございます。

なお、本条例は、町の標準システム稼働開始に合わせ、令和8年1月1日の施行とし

ております。また、印鑑登録事務の標準化に伴い、関連する手数料条例におきましても、別表中の印鑑登録証の再交付を印鑑登録証の引換え交付に統一する必要があることから、本条例の附則により整備するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第106号議案から第109号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第106号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第107号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第108号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第109号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題とします。

上程4議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号、第107号、第108号及び第109号議案について関連がありますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定の判断しているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、国家公務

員の動向、兵庫県の状態、県下各市町の状態を照らし合わせ改定を行うものでございます。その改定の内容は、俸給表及び期末・勤勉手当の改正の2点で、今年の4月に遡って改正するものでございます。

まず、1点目は、俸給表（給料表）の改定です。俸給に関する本年度の人事院勧告は、官民較差1万5,014円、率にして3.62%を引き上げる内容のもので、引上げ額としては、採用市場での競争力向上のため、行政職1表の初任給を1万2,300円引上げ。若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定するものでございます。

同様に、医療職（一）から（三）の給料表については、行政職との均衡を基本に、初任給を1万2,400円から1万4,700円の範囲で引上げ。また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に、初任給を1万2,500円引き上げるものでございます。この職員の改定に倣い、会計年度任用職員につきましても、同様に給料表の改定を行うものでございます。

2点目は、期末・勤勉手当の支給月数でございます。今年の人事院勧告において、国家公務員の期末・勤勉手当を0.05月引き上げる勧告があり、期末手当の年間支給月数を2.5月から2.525月に、勤勉手当の年間支給月数を2.1月から2.125月に引き上げる改正でございます。この職員の改定に倣い、常勤の特別職の期末手当につきましても、同様に0.05月引き上げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

本4議案につきましては、本年の人事院勧告を受け、関連する給与条例等の改正を行うものでございます。改正の内容は、給料表及び期末勤勉手当を引き上げるものでございます。

まず、最初に、68ページから参考資料3といたしまして、令和7年人事院勧告の給与勧告のポイントを添付しておりますので、最初に概要を申し上げます。

69ページを御覧ください。給料表の改正につきましては、昨年に引き続きとなります高水準のベースアップとなっております。令和7年4月実施となっております月例給につきましては、行政職の初任給、一般職の高卒を1万2,300円、大卒を1万2,000円引き上げられるなど、人材育成が急務とされています若年層を中心に処遇改善が図られつつ、全ての号給で8,300円以上の改定が行われた内容となっております。連動しまして、定年前再任用短時間勤務職員の月額給も改正されています。

ボーナスも、令和7年12月期から期末勤勉手当を0.05月引き上げる内容で、期末手当及び勤勉手当に0.025月ずつ均等に配分されることとなっております。配分につきましては、令和7年度は12月期に、令和8年度は6月、12月期に均等に配分されることとなっております。

70ページを御覧ください。官民給与の比較方法の見直しが行われておりまして、企業規模人数を50人以上から100人以上と比較するように変更になっております。これは、平成18年の勧告で50人となっておりますが、19年ぶりに100人に引き上げられました。見直しの理由は、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材確保競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業との比較が必要とされたためでございます。

資料にはございませんが、地域手当につきましても段階的に引き上げることとなっております。神河町の令和8年度の支給率は4%と勧告されております。

それでは、戻っていただきまして、1ページ、第106号議案から、人事院勧告に基づく各条例改正の詳細説明をさせていただきます。

最初に、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案に準拠して改正するもので、まずは、3ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条は、令和7年4月1日を施行日としまして改正するもので、一般職の期末手当の12月期の支給率が100分の125から100分の127.5へ引き上げられることを読み替え、特定任期付職員の期末手当を100分の95から100分の97.5に引き上げます。また、勤勉手当の支給率が100分の105から100分の107.5へ引き上げられたことを読み替え、特定任期付職員の勤勉手当を100分の87.5から100分の90へと引き上げます。

また、第7条の特定任期付職員の給与に関する特例で定めます別表の給料月額についても引き上げるものでございます。

第2条は、令和8年4月1日を施行日としまして改正するもので、期末勤勉手当の支給率を6月期、12月期で平準化するための改正でございます。

以上の内容を条建てとして取りまとめたものを1ページの議案として提案をさせていただきます。

続きまして、5ページ、第107号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まずは、6ページを御覧ください。6ページの新旧対照表の第1条は、令和7年4月1日を施行日として改正するもので、本年12月期の期末手当を0.05月引き上げるものでございます。特別職には勤勉手当という制度がないことから、一般職の期末手当及び勤勉手当の合算月数を期末手当に反映するものでございます。

第2条は、令和8年4月1日を施行日として改正するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期で平準化するため改正するものでございます。

なお、在職期間率は6か月で1とし、5か月以上は0.8、3か月以上は0.6、3か月未満は0.3で、その期間率を乗じて得た数値が支給率となっております。

以上の内容を条建てとして取りまとめたものを5ページの議案として提案をさせていただきます。

なお、議会議員の期末手当につきましては、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例により、常勤の特別職の例により一定の割合を乗じて得た額とすると定められておりますので、この常勤の職員の改正に伴い、議会議員の期末手当も改正することとなります。

続きまして、8ページ、第108号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

このたび、赤字で修正をさせていただきますが、1つは、定年前再任用職員短時間職員の期末勤勉手当の支給率の誤りとその該当箇所を、新旧対照表で表記されなかったためのものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、詳細説明をさせていただきます。国の一般職の給与に関する法律案に準拠して改正するもので、まずは、24ページの新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条は、令和7年4月1日を施行日として改正するもので、第29条第2項で一般職の期末手当の支給率を12月期のみ100分の125から100分の127.5に引き上げ、同条第3項で、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を12月期のみ100分の70から100分の72.5に引き上げるものでございます。

同様に、第32条第2項第1号で、一般職の勤勉手当の支給率を12月期のみ100分の105から100分の107.5に引き上げ、同項第2号で定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を12月期のみ100分の50から100分の52.5に引き上げるものでございます。

次に、給料表を御覧ください。行政職は、初任給を1万2,300円引き上げるなど、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で改定されつつも、全ての号給で改定がされています。同様に、31ページからの医療職（一）表から（三）表の給料表についても、行政職との均衡を基本に初任給を1万2,400円から1万4,200円で引き上げられています。

51ページからの第2条は、令和8年4月1日を施行日としまして改正するもので、期末手当及び勤勉手当の支給率を6月期、12月期にかかわらず同率に平準化改正するものでございます。

以上の内容を条建てとして取りまとめたものを、8ページからの議案として提案をさせていただきます。

また、55ページから参考資料2としまして、技能労務職の給料表についても、行政

職との均衡を基本に、初任給を1万3,200円引き上げるものでございます。

続きまして、74ページ、第109号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まずは、86ページの新旧対照表で御説明申し上げます。令和7年4月1日を施行日として改正するもので、会計年度任用職員の給料表は、常勤職員の給料表に倣うとされていること、また、令和5年度から一般職の給与改正の取扱いに準じて改定することが基本とされていますので、このたび、別表第1に行政職給料表を使用し、91ページ以降は、医療職（一）表及び（二）表については医療職の給料表であり、公立神崎総合病院の会計年度任用職員に適用する給料表でございます。

以上の内容を取りまとめたものを、74ページからの議案として提案をさせていただいております。

なお、一括提案する4議案とも人事院勧告に基づき改正するものでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

日程の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に提案説明がありました第106号議案から第109号議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この賃金改定のほうなんですけど、神河町には、行政職と医師職と医療技術職と看護職と技能労務職、この5種類があります。総務課長のほうからありましたんやけど、人勤どおり制度を改正したいということなんですけど、今、病院で経営改善いろいろ取り組まれてます。この前の委員会の報告でも、全部対応できたとしても1億ほど赤が生じるような説明も受けました。今回されようとする中で、一般会計の部分で約3,000万ほど改定される部分があります。病院が5,300万ほどあるんかな、足して8,300万ほどあります。病院で、今言いましたように5,000万ほど給料アップで要るお金になるんですけど、この厳しい状況の中で、特定の職種だけを上げる、下げないはできないんで、上げるか上げないかどちらかしかないんですけど、この人勤どおりすることにおいて、やはり、病院のことも考えたときにどう判断されているのか。いわゆる、町長にちょっとお尋ねしたいのと、それは、設置者も含めての話なんですけど、それお尋ねしたいのが1点。

それから、2点目なんですけど、改定ポイントの説明書きの一番後ろに、人勸で職務、職責を重視した新たな給与体系の構築等ということで、人勸の人事評価制度で、もともと今言われましたように、平成18年かな、いわゆる50人規模の民間企業との官民較差を調べられました。それで、あれから、昔の給料表でいくと号給数が前の4倍になって今の体系になってます。当時から官民較差なくするために、いわゆる能力というか勤務状態に合わせて給は上げてくというような制度ございました。そうと踏まえたときに、じゃあ今、冒頭の説明では人勸どおりに導入したいということになれば、人事制度のほうもなぜ導入されないのか、その理由をお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、1点目のところは、また町長にというふうな話もありましたんで、ちょっとそこはあれで。2点目のほうから、私のほうから話を説明させていただきたいなというふうに思ってます。

確かに、4号給、前は1号給ずつ上がってたやつを4号給に上げること、この4号給を上げるのは、あくまでも言われたとおり人事制度を前提として、そして、そこでランクがついて、4号給のところを2号給とか6号給上げるためにそういうふうに分割したというふうなところは認識をしておりますんで、今の給与体系が人事評価制度に基づくものだということは、十分理解をしているところでございます。

そういった中で、今なぜ導入できていないかというふうな説明でありましたけども、人事評価制度につきましては、きちんと神河町のほうでも導入をしているということを、まず1点申し上げたいなと思ってます。そして、評価制度を入れて、その処遇に関しては、今、管理職にのみ反映していると。あと、一般職のほうに反映できてないというところになってますんで、基本的には人事評価制度というふうなものにつきましては、きちんと導入はしているというふうに認識をしております。あとは、一般職にどのように広げていくかというふうなところでなっておりますんで、この点につきましては、今後、一般職のほうにも導入に向けて努力していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この厳しい状況で賃金改定をする執行部の思いということでございます。おっしゃる気持ちというのは、十分それは受け止めさせていただきます。

実は先日、2日前に兵庫県の市町長会そして町村会それぞれの役員と兵庫県県知事以下執行部との新年度予算に関する意見交換会もさせていただいたところでございまして、その中でも、兵庫県においても県立病院を抱えている、県立病院全てが赤字経営だというふうな状況の中で、兵庫県としてもこのたびの人事院勧告については改定をするということでありました。私のほうからは、これは、丹波篠山市長は市町長会の会長ということで、まず、酒井会長のほうから意見がございましたけども、その中でも人事院勧告についての人件費がアップするという、そういうふうな中で、非常に厳しい財政状況の

中、やはり、それに対するやっぱり地方財政措置というものをしっかりと担保してほしいという、そういう強い要望もあったわけでごさいます、私のほうからも同様の意見は述べさせていただいたというところでごさいます。私も職員出身でごさいますし、藤原議員も職員出身であるというところで、人事院勧告の背景というところは十分認識されているというふうに思っております。民間にはない、いろいろな労働基準法適用除外というふうな中で、この給与、また、勤務条件に対する代償措置としての人事院勧告ということでごさいますので、そこはしっかりと、その勧告を尊重してしっかりと実施をしなければいけないということで、私、就任以来、その方針できているところでごさいます。

しかしながら、特に病院についてはそういう状況もありますので、そういった状況もしっかりと病院サイドで職員に伝えて、厳しい状況だけこういうふうにしたと。ただし、その改善をしていかなければいけないから、そういったことについて、全職員一丸となってこの経営改善に取り組んでほしいということは再度申し伝えているというところでごさいますので、その辺りは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今、町長言われたとおり、県立病院ももう全部赤字だということも知ってます。国のほうでも診療報酬の見直しということは今盛んに言われて今議論されてますけど、結果を見ないと分からない話なんですけど、今までの経営の赤字の要因として、物価高騰と人件費が高騰してるというふうになってますんで、もう、それを承知の上で今上げられる。個別にばらばらできないんで、もう上げるか下げるか、全職員しか方法はないんで、なるんですけれども、今度は、人件費が上がったから苦しなるとは言えなくなりますからね。やっぱり、そこをよく踏まえて対応していただきたいのと。それと町長もおっしゃったように人勧どおり、当然私も元職員で組合もやってましたんで分かってます。人勧どおりということ分かってますんで、言われたように人事評価制度もかっちりやっていかないと。もともと制度がそれになって変えてやってますし、勤勉手当のほうもいろいろやられてますんで、やっぱりそうせんと、今では変えた給与体系とやってることが違うたら合わないんで。ええとこ取りはおかしいんで、やるんやったらやる、全部が全部の勧告どおりやるんやったら分かるんですけど、ええとこ取りやなことやるとまたいろんな問題も出てきますんで、そこら辺留意しながら実施していただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。おっしゃってるところは、そのとおりかと思えます。人勧に基づいた給与改定をやるんだったら、給与改定の基になってる人事評価制度もしっかりと導入して運用しなさいよということをおっしゃっていただいている、そのとおりだと思ってます。今、総務課長がお答えしたとおり、一般職にも広げていくということで当然やっていくことと思ってます。

ただ、1点だけ、人事評価を入れても総給与費は下がらないですね。ですから、人事評価を入れたので人件費が抑えられるっていうことは起きない仕組みに今なっていると。ここが非常に人事評価の苦しいところですよ。皆さん御存じの方も多いと思いますが、下げた分で上げた分をつくるみたいな、逆に上げた分は下げる分をつくるみたいなことなんで、結局は総額変わらないんで、人勸を尊重するということからすると人件費総額は変わらないと。ただ、一方で、人事評価はしっかりやりなさいよという御意見だというふうに受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第106号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第107号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第108号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第109号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第109号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第109号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第110号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第110号議案、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、神河町公の施設において、公募によらない指定管理者の候補者の選定は、町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体に限定されています。民間事業者を含めた団体等も、公募によらない指定管理者の候補者とすることができるよう、この対象を拡充するものでございます。

拡充する理由としましては、観光施設等の老朽化が進み公募しても応募がなかったり、事業継続が困難となった場合等、早急に指定管理者を決定する必要に迫られる場合や、現指定管理者が優良な指定管理者であった場合、早期に継続して指定管理者の候補者として選定することで、指定管理者による新たな投資等が期待できることも考えられるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、106ページを御覧ください。

第5条第1項で、公募によらない指定管理の候補者として決定できる対象は、町が出

資している法人または公共団体もしくは公共的団体に限定しています。これらの団体に加えて、実績があり公募をするよりも町にとって有利である場合や、公募のいとまがなく早急に指定管理者の候補者を選定しなければならない場合など、また、公募をしないほうが町にとって有利な場合、公募によらず指定管理者の候補者として選定することができるよう、新たに第2項として「当該施設の管理運営業務に必要な実績や専門性、技術、能力、人材等を有し、設置目的を効果的かつ効率的に達成する能力を有すると認められる団体を、指定管理者の候補者として選定することができる」を追加するものでございます。

この追加に合わせまして、第1項及び第3項の字句を修正するものでございます。

なお、本改定は各指定管理施設の設置目的や業務内容について検討を進める中で、指定管理者の候補者選定の手続の自由度を拡充する必要性も町に有利と働くと判断し改正するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。いわゆる公募がなかったときでも対応できるようにということで、趣旨は分かりました。要はやり方として、今までどおり公募はするけどあかんかったときはこういう形ですという意味なのか、いわゆる運用方法を実際どういう形でされるんか、その辺分かりやすく説明してもらえますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。運用方法としましては、基本的には従来と同じでございます。ただ、こういった何かしらのリスクに対応策を講じる必要があるというところで、今回改正を行うものでございます。今、議員がおっしゃいましたように、公募によりいうこともおっしゃいましたけども、原則として、従来どおり公募により指定管理者の候補者を決定するということは何ら変わりはありません。あくまでも公募によらない指定管理者の候補者の選定のことにつきまして、今回一部を改正させていただくものでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第111号議案から第113号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第111号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第112号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第113号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案、第112号議案及び第113号議案につきましては、関連がございますので一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和7年4月25日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日に施行されたためでございます。

改正の内容は、1点目は、このたび一括提案させていただく全ての条例に関わる一部改正で、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設されたことに伴う改正でございます。

2点目は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関わる一部改正で、特定の都道府県または指定都市において保育士業務を行うことができる地域限定保育士の資格制度の創設に伴う改正でございます。

3点目は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、母子保健法に基づく乳幼児の健康診断の内容が保育所などの健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断を行わないことができるようにするための改正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を認めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、第111号議案から113号議案につきまして関連がございますので、一括して詳細説明をさせていただきます。

第111号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正、第112号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正及び第113号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、詳細説明をさせていただきます。

1点目は、これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、このたび一括提案させていただく全ての条例に関わる一部改正であり、虐待対応の強化について改正を行うものであり、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設されたことに伴う改正でございます。

近年、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いで発生していることを受け、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う子供を預けられるような環境整備を目的として、児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたため、関係条例を改正するものでございます。

神河町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、新旧対照表109ページの第12条がこれに該当するものでございます。

2点目につきましては、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の両方の条例に関わる一部改正であり、地域限定保育士の制度化についての改正でございます。特定の都道府県または指定都市においてのみ保育士と同様に保育士業務を行うことができる資格制度の創設に伴う改正でございます。

これは、保育人材の確保が全国的な課題となっており、保育士不足に対応するための法律改正が行われ、都道府県または指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなお、その区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、試験実施方法書を作成し、その内容が適当と認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる旨の児童福祉法が改正されたことに伴う改正でございます。

神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、

新旧対照表の109ページの第23条から113ページの附則第10条がこれに当たるものでございます。

3点目は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正であり、母子保健法に基づく乳幼児の健康診断の内容が保育所などの健康診断に相当すると認められるときは、当該健康診断を行わないことができるようにするための改正でございます。

これは、母子保健法第12条、第13条に規定する健康診断の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長などがその結果を把握するときは、当該健康診断の内容に係る情報提供について保護者の同意を得た上で把握すれば、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるための改正です。

神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、新旧対照表109ページ、第17条が該当する改正でございます。

なお、いずれの条例につきましても、施行期日は公布の日から施行することとしております。

また、2点目、3点目の改正の条例、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正につきましても、該当する事業所は現在のところ神河町を含めまして神崎郡内には該当施設はございません。

以上が改正の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第111号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第112号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第113号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第114号議案

○議長（澤田 俊一君）

日程第13、第114号議案、神河町と姫路市との消防に関する事務の委託に関する規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町と姫路市との消防に関する事務の委託に関する規約の一部変更についてでございます。

改正の理由は、姫路市中播消防署北部出張所が市川町から当町に移転することに伴い、当該土地建物を無償で貸与するため、規約の一部を変更するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、114号議案の詳細説明を申し上げます。

本規約につきましては、消防事務を姫路市に委託するに当たり、委託事務の範囲や経費負担、水利施設の設置等について定めている規約でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、119ページをお願いいたします。

変更の内容としましては、現在、令和8年3月2日運用開始に向け工事を進めておりますが、姫路市中播消防署北部出張所が当町に設置されることに伴い、委託事務に必要な

な土地建物の財産を無償で貸与するため、当該条文を新設するものでございます。

施行日につきましては、建物の引渡し予定日の令和8年2月15日としており、無償で貸与する財産等につきましては、120ページの参考資料、消防に関する事務の委託に関する覚書の第1条、第2条のとおりでございます。本覚書を新たに締結をいたします。

なお、本規約の一部変更につきましては、姫路市におかれましても同様に議案が上程をされております。

以上で第114号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第115号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第115議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）で、補正予算（第4号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

第2表、地方債補正で、橋梁整備事業の限度額の減額補正です。

歳入歳出予算の補正の主な要因は、歳入では、障害者自立支援給付費等負担金、保育所運営費負担金、ふるさとづくり応援給付金、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の精算金、財政調整基金繰入金などの増額、道路メンテナンス事業費補助金、地籍調査事業補助金などの減額でございます。

続いて、歳出では、戸籍システム改修委託料、障害者自立支援給付費及び医療給付費、保育所運営費、グリーンエコー笠形休館に伴う維持管理費などの増額、地籍調査事業、道路メンテナンス事業、非常備消防団退職補償金などの減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,608万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,972万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第115号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは、6ページ、地方債の補正になります。そちらのほうをお願いいたします。

橋梁整備事業でございまして、道路メンテナンス事業で過疎対策事業債の限度額を1,130万円減額をいたしまして、3,320万円とするものでございます。国庫補助金の内示額が大幅に減額となったことによりまして、事業費が減額となったものでございます。これによりまして、限度額の総額でございますが同額の1,130万円が減額となりまして合計が11億5,240万円となります。

最終ページの34ページに、参考として詳細の資料を掲載をいたしておりますので、また御確認のほどをお願いいたします。

以上が、地方債の補正の要旨でございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。ページのほうは10ページになります。10ページの事項別明細書をもって御説明をいたします。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金、16款県支出金です。私立保育所運営費負担金は転入など利用者の増によりまして、国については1,252万5,000円、県につきましては375万8,000円の増額となります。

次に、国民健康保険基盤安定負担金でございます。負担金額が確定をいたしました。保険者支援分について国83万9,000円、県については18万6,000円の増額となります。

また、保険税軽減分でございますが、国については1万3,000円、県につきましては102万7,000円の減額となります。

続いて、障害者自立支援給付費等負担金及び障害者医療費負担金でございます。これについては実績の見込みによりまして、国が4,599万7,000円、県につきましては2,299万8,000円の増額となります。

次に、国庫補助金でございます。地域生活支援事業補助金でございます。これにつき

ましても実績の見込みによりまして、国については7万3,000円、県につきましては3万6,000円の増額でございます。

続いて、4目の土木費国庫補助金でございます。道路メンテナンス事業の補助金でございます。地方債のほうで御説明もしましたが、この補助金が3,028万円の減額となります。国のほうで補助金額の内示があったことによるものでございます。

2目民生費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、これについても負担金額の確定によりまして148万円を減額いたしております。

次のページをお願いいたします。4目の農林業費県補助金でございます。

まず、地籍調査事業補助金ですが、決算見込みによりまして1,356万3,000円を減額計上しております。その下になります。次に、多角的経営モデル育成事業補助金、これは有機農業推進事業分でございますが、県の補助金の内報によりまして5万円の増額でございます。

3項の県委託金、総務費県委託金、国勢調査委託金でございます。12万円の増額計上とさせていただきます。これにつきましては、兵庫県による令和7年度国勢調査の実施状況と調査方法等に関する意見・提案等を聴取します調査報告会が当町のほうで行われることとなっております。これに係る必要経費は交付をされるというものでございます。

続いて、3項県委託金、4目商工費県委託金、砥峰高原自然交流館管理運営委託金25万3,000円の増額でございます。内容は、屋外トイレなどの修繕に対して交付をされるものでございます。

続きまして、18款の寄附金、2目指定寄附金、神河ふるさとづくり応援寄附金でございます。寄附金額の決算見込みによりまして1,000万円の増額としております。補正後の決算見込額ですが8,000万円を見込んでございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございます。288万円の増額計上をしております。グリーンエコー笠形の修繕関係に充当をする予定をしております。補正後の基金の残高の見込みなんですが、3億7,197万1,000円となります。3億7,197万1,000円となります。

続いて、6目の財政調整基金繰入金でございます。5,320万3,000円の増額計上としております。今回の補正の財源調整のため増額しております。補正後の残高見込みでございますが、15億1,921万6,000円となります。15億1,921万6,000円となります。

続いて、21款諸収入、5項雑入でございます。消防団員退職報償金1,175万6,000円の減額です。当初、退団者の見込みを58名で計上をいたしておりましたが、39名に変更をさせていただくということで減額をいたしております。

次に、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金でございますが、1,258万2,000円の増額となっております。

続いて、歳入の最後ですが、22款町債でございます。1,130万円の減額で、第2表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、12ページ以降は歳出ということでございます。まず、人件費等につきまして、人事院勧告の給与改定などに伴う補正をいたしております。なお、各科目での説明につきましては、割愛をさせていただきます。

30ページの給与費明細書の2. 一般職(1)総括をお願いをいたしたいと思っております。30ページです。三段書きの上段の一般職の合計で、給料1,028万円の増額、職員手当934万2,000円の増額、共済費321万3,000円の増額で、合計しますと2,283万5,000円の増額補正でございます。次に、中段の合計でございます。中段の合計は再任用職員でございます。120万6,000円の増額補正となっております。そして、下段の合計でございます。会計年度任用職員になります。合計で43万1,000円の増額補正でございます。

もう一度12ページのほうに戻っていただきたいと思っております。1款議会費、報償費33万8,000円、旅費5万円の減額でございますが、議会のほうのあり方ゼミナール事業の終了によりまして、不用額を減額いたすものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。ふるさと納税に係る経費の補正でございますが、ふるさと納税返礼品271万9,000円、宅配便など役務費107万2,000円、ふるさと納税一括代行業務委託料120万9,000円の増額としております。これにつきましては、歳入のふるさとづくり応援寄附金1,000万円の増額計上に合わせ補正をさせていただいてございます。

次に、システム改修委託料345万5,000円の増額でございます。内容につきましては、2点ございます。まず1点が、既定予算化しております戸籍システムふりがな名記録対応システム改修費が、実績によりまして225万2,000円の減額となっております。これが1点目です。2点目が、民法の一部改正による離婚後の親権者に関する事項でございます。現行の単独親権に加えまして、共同親権というのが選択肢に加えられたところでございます。このことに伴う記録システムの改修経費として570万7,000円が増額計上となっております。この2つを合わせますと345万5,000円の増額補正ということでございます。

なお、この増額となっている経費につきましては、担当課のほうから確認を少ししたのですが、国からの補助金等の財源措置については予定がされていないということでございます。

次のページの14ページをお願いいたします。4目の財産管理費でございます。旧上小田小学校跡地の活用でございますが、賃貸者の株式会社Dreamawayとの契約解除により発生する施設の維持管理経費を計上をしております。これが光熱水費として3万6,000円、下水道使用料2万4,000円の増額計上になります。

続いて、借り上げバスの運行委託料なのですが、118万1,000円の増額としております。本年度につきましては、大阪万博により学校関係を中心にバスの使用台数が非常に増えたというものでございます。

続いて、ふるさとづくり応援基金積立金1,000万円の増額でございますが、歳入の寄附金を積立てをするものでございます。

6目企画費、創業促進事業補助金100万円の増額ですが、これについては1名分ということでございます。

8目の諸費は、過年度感染症予防事業等国庫補助金返還金など、合わせて6万4,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。2項徴税费、1目税務総務費でございます。家屋評価システム導入委託料等222万5,000円の減額でございます。これについては、入札によりまして減額が生じたということで計上をいたしております。

次のページ、5項統計調査費、7目国勢調査費でございます。12万円の増額で、歳入のほうで御説明をさせていただいたとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金57万4,000円、次のページになりますが、介護保険事業特別会計繰出金213万2,000円の増額計上でございます。

2目老人福祉費は、要援護者タクシー運賃助成費でございます。13万2,000円の増額でございます。

3目の心身障害者福祉費です。手話通訳者派遣事業報償費でございますが、聾者の方の病院受診により手話通訳者の派遣回数が増えたことによりまして、14万6,000円の増額計上をさせていただいております。

次に、障害者介護給付費8,280万1,000円、障害児介護給付費489万4,000円、更生医療給付費430万円の増額計上です。それぞれ給付費が大幅に伸びている状況でございます。利用者、利用回数ともに増加の傾向にございます。

7目後期高齢者医療費、広域連合共通経費分賦金171万1,000円、特別会計繰出金163万2,000円の減額です。

続いて、2項児童福祉費、3目保育所費でございます。私立保育所運営費委託料でございます。転入により1,615万7,000円の増額、公立施設型給付費負担金につきましては、転出及び公定価格の変更によりまして、111万1,000円の減額、私立施設型給付費負担金は、入園の増加と公定価格の変更により56万7,000円の増額でございます。

続いて、少し飛びまして20ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費でございます。多角的経営モデル育成推進事業補助金10万円の増額です。これは有機農業の推進に係る事業でございますが、県の内報により事業費が増額になったものでございます。この事業について、この事業の総額はこれにより

40万円となります。

6目の地籍調査費でございます。決算見込みによりまして、測量等委託料など合わせまして1,808万5,000円を減額計上をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費、修繕料385万円の増額です。これにつきましては、かんざきピノキオ館の電気設備の更新でございます。現地の少し精査をした結果、高圧ケーブルの数量などに変更があったということで増額の計上をさせていただいております。

続いて、22ページをお願いいたします。6款の商工費、観光振興費でございます。グリーンエコ笠形の休館に伴います維持管理費用として、光熱水費を214万7,000円、空調機器などの修繕として288万円の増額。そして、体育施設の指定管理料が2万7,000円の減額となっております。次に、砥峰高原の自然交流館管理運営委託料でございます。屋外トイレの修繕など25万3,000円の増額でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費でございます。道路メンテナンス事業で、国の補助金内示により4,145万8,000円の大幅な減額となっております。

次のページをお願いいたします。8款の消防費、非常備消防費でございます。団員報酬でございますが、485名分から410名に減る見込みから、この相当額227万円を減額をいたしてございます。消防団員退職報償金でございます。1,175万6,000円の減額です。当初につきましては、退団者の見込みを58名で計上をしておりました。39名にこれを変更するものでございます。

4目災害対策費、修繕料479万7,000円の増額でございます。これは、防災行政無線システムの外部接続箱収納基盤など、屋外設備の修繕料を計上をさせていただいております。

少し飛びまして、27ページをお願いいたします。9款の教育費、5項社会教育費、3目社会教育施設運営費でございます。図書コミュニティ施設桜空の運営に係る経費を計上をさせていただいております。桜空の運営につきましては、行政内部で桜空を育てる会議というのを定期的に開催をしております。住民の皆様、利用者の皆様の御意見を参考に多くの方に御利用、御活用していただきたく取組を進めているところでございます。

ここでの補正計上の内容でございますが、読書通帳機というものがございまして、これを導入するものでございます。書籍のタイトルや著者名、貸出日、借りた書籍の履歴などが記録をでき、銀行の預金通帳のように利用ができるというようなものでございます。親子でこの図書の利用などに活用いただき、子供の読書意欲の向上などにつなげていきたいなというふうに思っております。

予算書では、システム導入委託料409万8,000円、一般備品購入費163万4,000円の増額を計上してありますが、これがこの読書通帳機に係る経費ということでござ

います。また、あわせて、図書の購入費を43万7,000円増額をさせていただいております。

また、これらに充当する財源として、既定予算の中で予算執行が完了してるものということで、ネットワーク設定作業委託料162万2,000円、施設整備附带備品購入費488万円を減額をしております。

次のページをお願いいたします。6項の保健体育費、3目学校給食費でございます。修繕料で37万円の増額でございます。これについては、経年劣化によりまして防虫カーテンの取替えが必要になったもので、その修繕費ということで計上をさせていただいております。

最後になります。10款の公債費でございます。過年度の令和6年度債の辺地対策事業債、これが借入先が財政融資資金になります。それから過疎対策事業債、借入先が地方公共団体金融機構資金でございます。これにおきまして、借入額に錯誤があったため、繰上償還が生じておりまして430万円、それから、繰上償還の補償金として3万5,000円を増額計上をさせていただいております。

29ページから33ページにつきましては、給与費の明細書、34ページにつきましては、補正に伴う地方債の内訳でございます。御確認のほどをよろしくをお願いいたします。

以上で詳細につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方は、ページ数を最初に指定して質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。ページ数は22ページ、商工費の需用費の部分ですね。聞き間違えてたら申し訳ないんですけども、修繕料のところ、グリーンエコーの空調等の修繕っていうふうにお聞きしました。3月の定例会のときの予算特別委員会ですべていただいた資料では、空調の修繕が880万円でしたかね。そのときに、修繕の費用は880万の資料を頂いてます。グリーンエコーが閉館して、この予算880万円の修繕もまだ始まってないのに、ここでまた修繕費の補正が出てくるのは何でやというのが素朴な疑問なんですけれども、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。グリーンエコーの空調の修繕料の増額について、何で出てくるのかということでございますが、今現在、グリーンエコー笠形の休館に伴う10月から3月までの維持管理に関する費用としまして試算を行っております。そのうち、10月からこの12月までの必要額につきましては、既決予算の中で修繕料であったり委託料

のグリーンエコー笠形体育施設の指定管理料の下半期分360万円から流用をさせていただいておるところでございます。ただ、今回、その修繕料などから流用させていただいておりますところで、当初、今議員おっしゃったように、グリーンエコー笠形の空調設備の当初の修繕料880万円を、やっぱりこの休館の際にきちんと直して、何とか新しく、次の再開に向けて整備を当然行いたいということから、最終空調の工事を行うことを段取りをしておりましたところ、最終見積りを見ましたところ、各それぞれ、今、室内機・室外機の価格も高騰している中、288万円の修繕費の増額の補正をさせていただきたいというところで上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。今、予算特別のときの資料を見よんですけれども、そのとき頂いた資料では、事務所、1階ホール、2階日本間、廊下、1、2階エレベーターホール、浴室前ホール、研修室で880万円、今、参事の説明をお聞きしますと、物価高騰でこの880万円では対応できなくなったので、今回、増額補正して今私が言った、何個ですかね、1、2、3、4、5、6個ですかね、6台分のエアコンの修繕をやるっていうふうな理解でよろしいですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。場所としましては、1、2、3、4、5か所になりますが、全体の5か所に係る室内機につきましては16台、そして、室外機につきましては7台ということでございます。当初予算のときにも御説明、ちょっとこの数についてもさせていただいたかなと思っております。それぞれ台数もあることから、価格の高騰によります価格の増額ということで今回の補正ということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋特命参事、修繕の箇所については変更がないというふうに理解してよろしいですか。それをはっきりと言ってください。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。修繕の箇所につきましては、今、議員おっしゃったとおり5か所ということで変更はございません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。20ページ、農林水産業費の中で、地籍費、備品購入費で251万5,000円、多分、トランシットを買われるんかなと思うんですけど、それで合ってるのかどうか、まずお願いします。

それと、2点目なんですけど、27ページ、教育費で社会教育施設運営費で、桜空の部分で備品購入費上げられているんですけど、この前の委員会の資料とちょっと額が違

うんで、今じゃのうていいですから、付託のときでもいいです。確認だけしとってください。お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） まず1点目。

中野地籍課長。

○地籍課長（中野 友純君） 地籍課、中野でございます。地籍調査費の備品購入費については、委員会でも御説明させていただきましたとおり、測量機の購入1台分となります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2点目について、児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。27ページの教育費の部分につきましては、確認をさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。地籍課が測量機器、多分、測量機器いったらトランシットかなと思うんですけど、それ聞きたかったのと、それと、いわゆるピンの復旧だとか、復元だとかいろいろあると思います。町がする場合は、これ、公に言うたことになりますので、復元するということは往々にして係争になる場合も多いんで、そうなりますと、国家資格、国土地理院、測量士1級、2級とか資格がないと、係争になったときに対応がしにくいんで、そこも踏まえて、職員の配置なども影響してきましようし、機械も購入しても、そのつもりで導入していただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 中野地籍課長。

○地籍課長（中野 友純君） 藤原議員の御質問にお答えします。今回のトランシット、トータルステーションについては、地籍調査事業の点検測量等に地籍課の職員、現職員が使うのがメインということで、あと、復元とか専門的なところになりますと、やはり議員のおっしゃるとおり、有資格者の者がしないといけないとかいう決まりもありますので、そこら辺も県と協議をしながら、適正な対応で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。ページは24ページ以降ですね、教育費の中の小学校費と中学校費、それと幼稚園費に社会教育総務費ですか。その中で、いわゆる会計年度任用職員の報酬の増減が上がってるんですけども、今回の人事院勧告は増額勧告にもかかわらず、軒並み期末手当を減額されておられます。

ここから想像するのは、予算編成時に、いわゆるちょっと言葉は悪いですけども、井勘定で予算を編成されてこうなってしまったのか、それとも、本当に必要な人数がいたんだけど、その人数を公募したけれども達成できなかったから仕方ないので減額

になったのどちらかだと思っんです。これは3回目の質問なので、私、これ以降はできませんので、もしその予算の編成時に井勘定で編成をされていて、今回の補正という話になったんでしたら、ちょうど今、次年度、8年度に向けての予算を編成してます。神河町はそんなに財政豊かでもないんで、もしそうならば、次の予算編成のときにはもう少し精度を上げて予算要求をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、議員の言われたとおり、当初の予算のときには、必要な職員と会計年度の方につきましては、幼稚園につきましては、必要な人員に1日6.25時間の時間数を掛けて積算をしてるというふうなところで、必要数を必ず確保するというふうにはしてるんです。しかしながら、幼稚園を運営していた中で、夏休みとかの分も含めて精算をしていくと、これぐらいで済むというふうなことが教育委員会のほうで判断されたというふうに考えておりますので、当初に井ということではなくて、きちんとこの人数でこの時間数でっていうことで積算しておりますので、その分につきましては御理解を賜りたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。おおむね、今、総務課長が申し上げたとおりでございます。ちょうど今、来年度に向けての予算編成をしております。町費の職員についても見込んでおるところでございます。

今現在のところ、7年度で申し上げますと、当初見込んでた人数については充足をさせていただいておりますが、一部、夏休み等で精算したところ、こういうことになったということで御理解いただきたいというふうに思います。改めてしっかりとした予算編成に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第115号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第116号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第116号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出で、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、人件費及び共済費の増額及び会計年度任用職員の人件費の減、児童送迎運転員人件費負担金を増額、差引き161万1,000円を減額し、予備費で調整しています。このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第117号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第117号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では保険基盤安定負担金の確定による保険基盤安定繰入金の増額、人事院勧告に基づく給与改定等による職員給与費等繰入金の増額、交付税算入額確定に

よる財政安定化支援事業繰入金の減額、算定基準となる10月末時点の保険税軽減対象者数の確定により、未就学児均等割保険税繰入金の増額及び産前産後保険税繰入金の減額、補正に伴う財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳出では、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費及び共済費の増額と、会計年度任用職員の勤務実態による費用弁償の減額、精神・結核医療費に係る令和7年度特別調整交付金申請支援業務委託料の増額、令和6年度保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返還金の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,981万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、第117号議案の詳細説明を申し上げます。事項別明細書の17ページをお願いいたします。

歳入ですが、6款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、国の制度による低所得世帯に対する国保税の法定軽減分を補填するもので、軽減額が確定したことにより136万円を減額。同じく保険者支援分は、保険税の軽減対象となった被保険者数に応じて保険税の一定割合を補填するもので、支援率の引上げにより167万9,000円の増額。

2節職員給与費等繰入金は、人事院勧告に基づく給与費改定等により74万1,000円の増額。

4節財政安定化支援事業繰入金は、交付税算入額の確定により46万3,000円の減額。

6節未就学児均等割保険税繰入金は、義務教育就学前の子供に対する国保税均等割額の軽減分で、対象者数確定により1万7,000円の増額。

7節産前産後保険税繰入金は、被保険者の産前産後期間における国保税所得割・均等割額の軽減分で、同じく対象者数確定により4万円の減額。

6款2項1目財政調整基金繰入金74万円は、このたびの補正を反映しての繰り入れするものでございます。

18ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費は、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費及び共済費の増額と会計年度任用職員の勤務実態による人件費及び費用弁償の減額。

12節委託料は、精神及び結核医療の医療費に係る特別調整交付金の申請支援業務を国保連合会に委託するための委託料で、42万4,000円の増額でございます。この特

別調整交付金は、町全体の医療費のうち、精神疾患及び結核性疾病に係る医療費に占める割合が14%超過した場合に一定の割合が交付される国の制度で、昨年度は交付基準を満たしておりませんでした。7か月の上半期分のレセプトデータと前年度分の医療費データなどから国保連合会が試算した結果、本年度は14%を超過する見込みとなりましたので、交付金申請支援業務を委託するものでございます。

6款1項3目国庫支出金返納金は、保険者の予防・健康づくりの取組状況に応じて交付される令和6年度の保険者努力支援制度交付金の交付金額確定に伴い、8万7,000円を増額するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました第115号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第5号）との関連がありますので、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第17 第118号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第118号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算第2号以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費等の事務費繰入金の増額と、保険基盤安定負担金が確定したことによる繰入金の減額。

歳出も同様に、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費及び共済費の増額と保険基盤安定負担金確定による減額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,402万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本案についても、第117号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第18 第119号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第18、第119号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、人件費及び共済費の増額と総合事業通所型サービス費の増加により、国県等補助金及び繰入金の増額。

歳出では、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、人件費及び共済費の増額、総合事業通所型サービス費の増額、保険料改定に伴う傷害保険料を増額し、基金積立金と予備費で調整しています。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億791万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

本案についても、第117号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第19 第120号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第19、第120号議案、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は2点ございます。1点目は、近年の人件費の増額などにより運営資金が目減りし、業務に支障を来していることから、財政調整基金全額を取り崩し、繰り入れするものであります。現在、病院会計から一時借入れをしてしのいでいる状況で、年度内に解消するめどが立たないことから、円滑な業務推進のため取り崩すものでございます。

2点目は、歳出において、一般会計同様に人事院勧告に基づく給与改定等による給与費の増額で、人件費である報酬、給料、職員手当等及び共済費を増額した一方、業務増に臨機に対応できるよう正規職員の看護師1名分を予備的に計上していましたが、12月までに病院からの異動等を行わなかったため、4月から12月までの9か月分の人件費をそれぞれ減額し、予備費で調整しています。これらのことにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,491万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳入である財政調整基金の全額取崩しの件でございます。先ほど町長から説明しましたとおり、近年の人件費の増額などにより運営資金が目減りし、病院会計から一時借入れをしてしのいでいる状況でして、通常業務に支障を来していることから、基金1,680万4,160円全額を取り崩し運営資金に充てさせていただくものです。前年度からの繰越金は約2,900万円でございます。

では、なぜそのような状況になるのかと申し上げますと、診療報酬が2か月遅れの収入となるため、通帳残高が1,000万円を切るような状況が続いており、特に大きな支出となる期末勤勉手当の支払いなどに支障を来すものでございます。何とか年度内は病院からの一時借入れでしのげないか模索しましたがけれども、年度内に解消するめどが立たないことから、円滑な業務推進のために取り崩すものでございます。

次に、歳出の人件費等の補正でございます。人事院勧告に基づく給与改定等により、会計年度任用職員9名と正規職員9名の計18名分の給与費として3,008万3,000

円増額させていただいた一方、業務増に臨機に対応できるよう、正規職員看護師1名分を予備的に計上しておりましたけれども、12月までに職員異動等により増員も行わなかったため、4月から12月までの給与費534万5,000円を減額させていただきます。それら増減を差し引きますと、業務費の報酬を82万円増額、給料を206万9,000円減額、職員手当等を79万7,000円減額、共済費を21万6,000円減額で、総額226万2,000円の減額となり、歳入で繰り入れた財政調整基金繰入金も含め、予備費で調整をさせていただきます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第120号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第120号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第121号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第20、第121号議案、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第121号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、給料等の人件費21万6,000円の増額、電気料金の割引率の変更により435万円の増額、上半期で漏水及び排水設備で多くの修理が発生しましたので、昨年度の下半期の実績に合わせ490万円の増額。令和6年度の決算確定により減価償却費が確定しましたので、77万4,000円の増額。予算収支均衡の原則から、予備費を1,044万円減額いたします。

次に、予算第4条の資本的支出でも、人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、事務費の給料等で34万9,000円の増額をいたしております。また、建設改良費で、現在国に対して補助事業の追加要望を行っていますので、追加分に係る委託料4,250万円の増額、工事請負費の2億9,220万円の増額、支出に係る収入で、企業債の2億7,520万円の増額、国県補助金の6,902万5,000円の増額、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を1億9,544万9,000円に改めます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を56万4,000円増額し、4,803万円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第121号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第121号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第122号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第21、第122号議案、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に基づく給与改定等によるもの及び職員の中途退職によるもので、人件費402万2,000円の減額、電気料金の割引率の変更により206万円の増額、浄化槽の修繕で、上半期、大きな修繕が発生しましたので、昨年度の下半期の実績に合わせ77万7,000円の増額、令和6年度の決算確定により、減価償却費が確定しましたので230万円の増額、予算収支均衡

の原則から、予備費を111万5,000円減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出でも人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、事務費の給料等で51万2,000円の増額をいたしております。資本的収支額が資本的支出に対し不足する額を2億5,869万2,000円に改めます。

また、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を320万7,000円減額し、3,905万2,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第122号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第122号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第123号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第22、第123号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。上程議案に対する提出者の説明を求めます。山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第123号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正理由は、職員異動及び人事院勧告に基づく給与改定等による人件費4,684万9,000円の増額と、経費において光熱水費（電気代）200万円、清掃管理委託料430万円の計630万円の増額で、収益的支出の補正のみでございまして。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。24ページをお願いいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、収益的支出の補正のみで、第2条に記載のとおり補正額が5,314万9,000円で、病院事業費用の補正後の額は38億1,770万2,000円といたします。第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を4,668万9,000円増額し、24億8,956万6,000円に補正いたします。

それでは、個々に補正内容を御説明申し上げます。25ページ以降を御覧いただきたいと思えます。まず、人件費でございますけれども、職員異動に伴いまして2,173万9,000円減額、逆に、人事院勧告に基づく給与改定等により6,858万8,000円増額し、差引き4,684万9,000円の増額補正でございます。

その内訳は、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の1節医師給から5節技能労務員の給料を1,811万3,000円、6節医師手当から10節技能労務職員手当の各種手当を565万4,000円、11節賞与引当金繰入額を777万8,000円、12節会計年度任用職員の報酬を533万3,000円、13節会計年度任用職員の期末勤勉手当を183万9,000円、14節法定福利費を643万3,000円、15節法定福利費引当金繰入額を169万9,000円それぞれ増額いたします。

次に、29ページをお願いいたします。物価高騰や人件費高騰に伴いまして、経費のうち光熱水費（電気代）200万円、清掃管理委託料430万円、合計630万円の不足が見込まれることから、増額補正をさせていただきます。

30ページはキャッシュフロー計算書、31ページ以降は給与費明細書等でございます。

最終ページにお示しをしておりますのが、補足的に添付しております説明資料でございますが、当初予算以降の収支差を記載をさせていただいております。どうぞ御確認をお願いいたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。人勧からの給与改定につきましては、設置者が答弁されたことを肝に銘じて業務に当たっていただきたいと思えます。

お尋ねしたいのは、26ページに特殊勤務手当、医師手当と研究手当がそれぞれ減額になってます。その理由を教えてくださいませんか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。12月末に1名医師が退職する運びとなりましたので、1月から3月分の3か月分を減額をさせ

ていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） すみません。研究手当をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。医師手当と研究手当、いずれも同じ理由でございます。12月末で医師が1名退職するというところでございますので、1月から3月分の3か月分の減額をさせていただきます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9 番、藤原議員。

○議員（9 番 藤原 資広君） 9 番、藤原です。たしか、医師手当と研究手当は何か資格があるかないかで営業するに支障があるから上げてったような言い方やったと思うんですけど、これも一緒に、医師も均等に出とる意味で理解していいんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この医師手当と研究手当につきましては、神河町職員の特殊勤務手当条例に記載がございます。医師手当につきましては、勤務年数であるとかで額が違っておりますけれども、研究手当につきましては、一律月額20万円ということでございますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第123号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第23、神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題とします。

神河町選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員会委員及び同補充員が令和7年12月8日に任期満了となる旨、通知がありました。よって、地方自治法第182条第1項

並びに第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議長指名とすることに決定しました。

それでは、先に選挙管理委員会委員として、次の4名の方を指名します。詳細につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

辻井光明氏、足立昌子氏、高橋淳子氏、木下隆生氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました辻井光明氏、足立昌子氏、高橋淳子氏、木下隆生氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員として次の4名の方を指名します。第1順位、岩城京子氏、第2順位、大仲智恵氏、第3順位、児島修二氏、第4順位、真弓俊英氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、岩城京子氏、第2順位、大仲智恵氏、第3順位、児島修二氏、第4順位、真弓俊英氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から10日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。明日から10日まで休会と決定しました。

次の本会議は12月11日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時50分散会
